

## 議 事 日 程 ( 第 5 号 )

平成28年3月11日(金曜日) 午前10時 開議(予算審査特別委員会)

### 日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第13号 平成28年度遊佐町一般会計予算

議第14号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第15号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計予算

議第16号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第17号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第18号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第19号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第20号 平成28年度遊佐町水道事業会計予算

☆

### 本日の会議に付した事件

( 議事日程第5号に同じ )

☆

### 出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 10名

不応招委員 1名

出席委員 9名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君			

欠席委員 2名

11番 齋藤 弥志夫 君

12番 堀 満 弥 君

☆

### 説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	菅 原 聡 君	企 画 課 長	池 田 与 四 也 君
産 業 課 長	堀 修 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	佐 藤 啓 之 君	町 民 課 長	富 樫 博 樹 君
会 計 管 理 者	高 橋 晃 弘 君	教 育 委 員 長	高 橋 栄 子 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	第 2 職 務 代 理 者	高 橋 務 君
農 業 委 員 会 会 長	高 橋 正 樹 君	教 育 委 員 会 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 佐 藤 正 喜 君
代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君		

☆

### 出席した事務局職員

局 長 佐 藤 源 市 議 事 係 長 鳥 海 広 行 書 記 佐 藤 利 信

☆

### 予 算 審 査 特 別 委 員 会

委員長（土門勝子君） おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。  
（午前10時）

委員長（土門勝子君） 3月7日の本会議において予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力お願いいたします。

本日の委員の出席状況は、11番、齋藤弥志夫委員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては渡邊宗谷教育委員会委員長が所用により欠席のため、高橋栄子委員長第2職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第13号 平成28年度遊佐町一般会計予算、議第14号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第15号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計予算、議第16号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第17号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第18号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第19号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第20号 平成28年度遊佐町水道事業会計予算、以上8件であります。

お諮りいたします。8議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(土門勝子君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しては簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いします。

上衣は自由にしてください。

予算の審査に入ります。

1番、齋藤武委員。

1番(齋藤 武君) おはようございます。きょうは3月11日です。あの日から5年目の、5回目の朝を迎えました。その日は記憶も鮮やかなのですが、春が遅い年でして、まだ平野部にもしっかりと雪が残っていたということをお覚えています。けさの報道によりますと、関連死を含めて2万1,000人以上の方がお亡くなりになり、そしてまだ行方不明の方もいらっしゃいますし、多くの方が避難していらっしゃいます。きょうはそのような日ですので、犠牲者の方、行方不明の方、被災された方に思いをいたして、未来志向で平成28年度予算の審査をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、予算書の60ページの5目交通対策費の13節委託料に含まれております町民駅、いわゆるJRチケットの販売の委託事業420万円の委託料が計上されていると伺っていますが、これについて産業課にお伺いいたします。今飛行機がかなり普及しまして、遊佐と東京の行き来は飛行機がかなりのウエートを占めてきてはいるのですが、ただ飛行機は飛行機でよさもある反面、定員が決まっていたり、あるいは料金が高かったり等がありますので、JRを使つての行き来というのはやはり重要な手段であります。私自身も日程が事前に決まっていれば飛行機なのですけれども、なかなかそういうことないものですから、JRを使うということが多くあります。そのときに遊佐駅を利用して乗りおりするわけなのですけれども、切符の販売はされております、委託されておりますので。ただ、切符も全ての種類が販売されているわけではなくて、比較的使用頻度が高いと思われる、具体的に言いますと、たしか東京フリー切符という名称だったりすると思うのですけれども、遊佐駅から温泉駅間の区間から乗れば東京都区内まで往復の乗車券があつて、東京都内自由に乗りおりにできるという切符があつたりするのですけれども、そういうような企画切符については販売できていない状況です。その代替手段として観光協会にお願いをして買ってくださいということなのですけれども、その場合であっても観光協会に行ったとしてもその場で発券されるわけではなくて、後日渡されるというシステムになっておりまして、非常に不便です。私自身そういうような切符が必要なときには、時間がかかるということで酒田駅まで買いに行ってしまうということをやっているわけなのですけれども、そういうふうに事情をわかっている地元住民であつたとしてもそのように不便を感じているので、たまたま遊佐に見えた方、旅行の方、観光客の方にとって、やはり利便性において十分でないという状況があると思うのですけれども、そのあたりどのように認識しているのか、まずお伺いします。

委員長(土門勝子君) 堀産業課長。

産業課長(堀 修君) お答えします。

町民駅の業務委託料420万円につきましては、現在シルバー人材センターのほうに乗車券の販売業務の

委託ということでお願いしている業務でございます。現在の発券機につきましては、要するに通常の乗車券、それから特急券の自由席についてはその機械で発券できると。あと指定席については要するに本荘駅のほうに指定席がとれるかどうかを確認して、要するに手書きでお売りをしているという状況でございます。あと企画切符につきましては、観光協会さんのほうが窓口となって対応しているわけです。これも即時発行というわけにはいかず、手配をしてお届けをするという状況になっているようでございます。その辺も幾度となくJRとはお話をさせていただきました。ただ、発券機を入れるに当たってはJRのほうではちょっと難しいというような回答をいただいております。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 実は指定席についても発券できるという話なのですが、ご存じのとおり本荘駅に電話をして席があるかどうか確認して、その場ですけれども、手書きで担当者の方が記入することで、一部のマニアの人にとっては非常に珍しい切符だということで人気があるようなのですが、ただそういうことをやっているとたまたま複数のお客さんが来たときには窓口がいきなり混み合ってしまうという状況があります。券売機もいろんな種類がありまして、さまざまだと思うのですが、JRが難しいというのはそれはそれで一般論としてはわかるのですが、もうちょっと具体的に例えばこのぐらいの乗降客数が見込めるのであれば券売機を設置してもいいというふうにJRが言っているのか、あるいはどういうふうな基準があって現状で遊佐駅に券売機を置くのは難しいというふうにJRが言っているのか、情報があれば教えていただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

具体的に何名の乗車であれば発券機ができるといった確認はしてございません。ただ、乗降客数が少なくなって、無人駅となってしまったという現実があるわけでございますので、そこに通常要するに酒田駅にあるような発券機を置くというのはやっぱりJRでは考えていないと。逆に有人であつてもなくする場合もあるけれども、新しく設置というのはJR側としては考えていないというような回答でございました。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 実はきのう事前に打ち合わせした話で急だったので、できるならばJRの具体的な要件というの今後に向けて確認をよりしていただければありがたいと思います。なぜならば、今陸羽西線の高速化という話がまた出てきております。そうなれば鉄道で、もちろん新幹線が遊佐駅にいきなり来るといのはなかなか考えがたいのですが、恐らく陸羽西線の高速化となれば三二新幹線形式での庄内地区の新幹線の延伸というイメージでしょうから、そうなれば当然遊佐における鉄道の比重というのはいよいよ改めて重要になってくるということもありますので、そういうことも含めてJRは難しいのだと言っているのだということはそれはそれなのですが、だけれども、だからこそあえてしつこくJRに働きかけ、あるいは何人乗降客入れれば券売機設置できるということがわかれば、そういう目標を立てて向かっていただければなというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

委員の指摘の趣旨も十分理解できますので、町としても積極的に要望をしていきたいというふうに考え

ております。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 同じ産業課のチャレンジファーム事業についてお伺いいたします。予算書で言いますと、51ページの負担金補助及び交付金の一部に入っております。222万円の計上になっております。それについてお伺いいたします。

類する事業というのはほかの市町村でもかなり前からやっているところもあるようですけれども、私が興味あるのは農業情勢が非常に激動というか混迷というか、見通しがつかない状況でチャレンジファームをあえてやるということにやっぱり注目したいと思います。2年間研修をするという前提のようなのですが、研修期間中は当然金銭的な保障、一定されているということだと思うのですが、そのための事業なのでしょうが、問題は研修後のことだと思うのです。やっぱり今回事業を始めるに当たって、当然こういう人であれば事業の対象になりますよという要件は定めるのでしょうかけれども、一方でいわゆる出口戦略というのでも描いた上での事業の開始かなというふうに考えております。本当に2年間の間に世の中がどのように変わるかわからない状況で、一番不安に思っているのがチャレンジファームという事業に身を投じる農業をしたいという方だと思うのですが、それはそれとしましても、役場サイドで出口戦略、チャレンジファーム事業の卒業生がどういうふうにかこの町の農業にかかわっていく、そのイメージを持っているのか、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

遊佐町チャレンジファーム事業補助金につきましては、今回222万円を予算計上させていただいております。移住予定者等に農業の適性を見ていただくということでこの事業を始めたわけでございますけれども、初めに若干予算の中身をお話ししますと、今回生活支援につきましては48万円の3人分で144万円、それから住宅支援につきましては48万円の1人分で48万円、あと水産、林業研修関係で30万円ということで、合計222万2,000円を計上をさせていただきました。

委員ご質問の出口戦略ということでございますけれども、チャレンジファームを終了した対象者にどのようにフォローしていくのかというお話だと思いますけれども、当然農地につきましては今農地中間管理機構を通したあっせんもあります。あと農業委員会のほうでもあっせんをしておりますので、そういった形でフォローをしていくと。あと農機具等につきましても、当然当初から全て購入というわけにはいきませんので、賃貸リース等を町であっせんできる形ができるのかどうか、その辺は検討をさせていただきたいと思います。この方々がチャレンジファームを利用して農業ができると判断をした場合に、当然資金面、それから経営についてもこの2年間という間でなかなかそれまでできるという部分を構築するのは非常に難しいことだと思います。それらのフォローについてもこのチャレンジファームの制度の中でシステムができるのかどうか、今後町として検討していきたいと考えております。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 昨今の町の農業情勢の大きな特徴として、法人化というのが強力に進められているというのがあります。そうした中で言葉は何ですけれども、法人に土地がまとめられてしまうと、いわゆる個人簡潔型の農家が土地を集積しにくい状況も、ましてや農外からの新規就農者にとっては非常に土

地が集積しにくい状況が、特に田んぼですね、水田に関しては出てくるかなというふうに思います。そのときにどうするのかということです。ほかの市町村見ると逆指名型といいますか、うちの町ではこういう作物を主にやっているの、こういう作物を将来栽培する人の研修をしますよというところもあつたりしますけれども、遊佐町ではまずそういうことではないと思います、今の段階では。そう考えたときに、一般論として土地をあっせんしますよというのはいいのですけれども、実際のところ土地がそのような法人にまとめられている状況で、特に水田においては農地を新規就農者の人のほうに農地集積がいく状況があるのかどうか。あるいは水田作に関しては余り念頭に置いてなくて、どちらかといえば畑作のほうに誘導したいという思いがあるのか、あるいは一層のこと法人の従業員として働いてもらうというイメージがあるのかどうか、そこら辺もうちょっと具体的にお聞かせください。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

平成27年度においては蕨岡、杉沢、それから南西部が法人化されました。平成28年度には遊佐地区北部ということで法人化の予定をしているわけでございます。そういった中でこのチャレンジファームを利用される方は果たして集積できるのかというような質問の趣旨だと思いますけれども、そこは平成28年度に集積が完了した段階でチャレンジファームを利用される方々にどういった形で集積できるのか、そこは農業委員会とあわせて検討してまいりたいと思います。あと畑作、それから米作、法人のもとで働くのかと、そういった方向性についてでございますけれども、今の段階ではどちらに誘導するかという方針は町では考えてございません。チャレンジファームの中で個々がどういったものを目指すのかという部分もこのチャレンジファームという趣旨だと思いますので、自分はどういった方向を目指したいのかという部分もこのチャレンジファームの制度の中で、個人が方向性を見出してくれればいいのかというふうには考えております。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） チャレンジファームの中で個々が方向性を見出してもらえばいいということは、それはそれで一つの指針だと思います。ただ、一方で先ほども触れましたとおり、法人化が進展しているという現実があるわけですので、そこら辺も見据えながら来年度だけの事業ではないでしょうから、来年度をスタートとしまして、いろいろな意味で試行錯誤していただきたいなというふうに思います。

次に、予算書の57ページの13節委託料、遊佐ブランド推進事業委託料等につきまして、いわゆる創業支援センターの事業についてお尋ねいたします。創業支援センターの事業はさまざま幅広くやっておられるということは私も承知しているのですけれども、その中の特に産業部門に関して主たる眼目は、いわゆる6次産業化の推進というのがあるかと思えます。ただ、6次産業化というのはこれも6次産業化という言葉が言われれば言われるほど、実際に6次産業化を地に足がついて持続可能な形でやっていくというのは非常に難しいというのも一方で明らかになってきております。そこら辺がそこが有りますと、かけ声とやっていることが違うということで、またどうかなという状況が発生してしまうと思うのですが、28年度において具体的に6次産業化というふうにならば予算が上がっているの、恐らくこういう形であるいは何件ぐらい6次産業、物になりそうだというイメージがあるのかなというふうに思うのですが、28年度遊佐町におけるいわゆる農水産物の6次産業化の進展の見込みをまずお知らせください。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

遊佐ブランド推進事業委託料等ということで680万円計上させていただいております。この予算につきましては、創業支援センター遊佐ブランド推進協議会が要するに厚労省から受託しております実践型地域雇用創造事業以外の町単独分の予算であります。内訳を申しますと、まるっと鳥海東京プレゼン、これが100万円、それから遊佐ノ市、これが150万円、あと加工品開発支援、加工施設検討事業ということで220万円、それから加工品の開発、販路拡大助成事業、これが200万円、あとその他事業ということで10万円、合計680万円の予算計上であります。今開発の部門につきましては、厚労省の受託事業におきまして今4名しかいませんけれども、5名の事業推進員のうち2人が直接的には開発、要するに農水産加工品開発事業にかかわっているところであります。これは当然テーマに基づいて開発をさせていただいておりますけれども、パプリカ、サケ、エゴマをテーマにして開発をしてもらっております。平成27年度はパプリカのワッフル、パプマルくんというものを今週の土曜日に発表する予定でございます。そのほかにもパプリカのソーセージだとか鮭のどんがら汁等々、あとエゴマのパウダーとかいろんな構想を持っているようでございます。ですけれども、平成27年度に何件という部分まではまだ想定し切れていないという状況でございます。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。私も創業支援センターができた当初から、手前みそですけれども、お餅だとか米関連品でいろいろお世話になってきました。距離はその時々で違うのですけれども、人の出入りというのもそれなりに拝見してきました。厚生労働省の受託事業というそもそもの持って生まれた性質があるということもありまして、人が3年おきにかわらざるを得ないという非常に何とも言いがたいシステムになっているという実情はあるかと思えます。やっぱりそれというのはよく言われるのが、1年目が前の年に引き継ぎで、2年が自分のようやくなりたいことができ、3年目はさらに次の年の引き継ぎになってしまうと。これは先般、たしか高橋冠治議員の一般質問でもあった話だと思うのですけれども、そういう状況というのは改めて言うまでもなく3年間しか働けないという人にとっても不安だし、我々スタッフに接する立場の人間としても不安だし、役場としてもやっぱり不安だというふうに思います。

ただ、やっぱりそういう制度的にはなっているものですから、そこをやっぱり工夫をして何とかそこを緩和するというような役場の対応が必要かなというふうに思います。本当にいわゆる属人的要素といいますが、そういうのが大きい気がするのです。よくも悪くもそのときの3年間のスタッフによって、その場の空気とか取り組み方がえらく変わってしまうということがあるものですから、そこら辺をやっぱり緩和できるような体制で、まず厚労省の事業は厚労省の事業であって、それはそれでいいのですけれども、あと産業創造係でそこをうまくコーディネートしているというふうに聞いているのですけれども、でもその間の人材もあってもいいのかなと思います。例えば3年間創業支援センターに勤務したいいわゆるOB的な人材を町で独自に雇用をして、中長期的な視点から創業支援センターの運営をサポートするような視点もあってもいいのかなというふうに思ったりするのですけれども、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

プロパーといいますか、専門的な知識を持った方ということでございますけれども、確かにそういった方々を配属できればそれはそれにこしたことはない。ただ、現実的には予算的なものもあります、それから人員の問題等々がありますので、今現在では例えばいろんな開発の構想が出てきたときに、部分的に専門の方に委託するとかアドバイスをいただくとか、そういったピンポイントで対処するのが現実的ではないかと考えております。当然産業課、我々産業創造だけでなく各係、水産、農業振興、各係の担当がおりますので、そういった全員のサポート体制でこの開発を進めていきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） あと創業支援センターの初期のころまで話が戻るのですけれども、その当初はいわゆる外部人材、立ち上げだということもあったのでしょうけれども、外部人材が結構入りまして、よき刺激を与えてもらったという記憶があります。ただ、今現在の創業支援センターの体制は基本的に遊佐町内あるいは町外の近隣のスタッフによっておおむね構成されているような気がしまして、いわゆる外部人材の登用あるいは外部人材との交流というのが、少なくとも当初に比べればはるかになくなってきているなというふうに感じます。当然それは予算措置が必要であったり等々ということは課題はあるのでしょうけれども、せっかく事業をやるわけですから、農協の2階の部屋で、言い方ですけれども、煮詰まってしまうようなことなく、幅広く外との交流もしてぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、改めて外部人材の創業支援センターにおける活用ということに関しては、何かお考えありますか。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今外部人材は先ほど答弁したとおりの回答になってしまうかと思います。今の厚労省の事業と違って、創業支援センターを始めたときの事業というのは 地域再生マネジャー事業という形で要するに専門の方を町においでいただいているいろんな事業を展開していただくという、こういった事業形態でありまして、今町が受けている厚労省の事業とは若干やり方が違うという部分もありましたので、なかなか専門的な方を入れられないという部分はあるかと思います。今のところそういった外部人材の登用というのは具体的には考えておりませんが、先ほど答弁しましたとおり、ピンポイントでお願いするという考え方はあるかと思います。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） たしかあした創業支援センター関連の成果発表会があるということでしたので、それにも参加しながら、今後の動きを見守ってまいりたいと思います。

次に、地域生活課の課題についてお尋ねいたします。65ページなのですが、1目住宅管理費のうちの13節委託料及び15節工事請負費の若者定住住宅建設事業費関連についてお伺いいたします。ほかの資料もあわせて見ますと、大体2億5,000万円ぐらいの多額の税金を投じる事業になるというような認識を持っております。これは相当な金額です、2億5,000万円というのは。事業の趣旨が違うので単純比較というのは当然あれですけれども、金額だけで単純比較しますと、エンゼルサポート事業というのがありまして、これが5,400万円の事業だということでした。エンゼルサポート事業については何を言いたいのかといいますと、エンゼルサポート事業というのはかなり金額的には小さいのですけれども、先般の全員協議会におい

てかなり丁寧に担当者から説明がありました。翻って若者定住住宅に関しては金額が大きくてかなり論点の多い課題だなというふうに思うのですけれども、残念ながら今までに至るまで全員協議会でまとまった形で説明がされていないというふうに思います。月曜日にも関連案件があるわけでしょうけれども、やっぱりこれは重要な案件ですので、議員の理解も深めるという意味、あるいはいい意味も悪い意味も物事を共有するという意味においても、やっぱり事前に全員協議会を開催していただければなど、過去の話ですけれども、と思うのですが、そのあたりはどのようにお考えになっていますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

地域生活課はさまざまな事業、建設事業を行っておりますけれども、そういった意味で単純にそういう形で考えると大きな予算をつけている事業はほかにもいっぱいあります。ただ、今齋藤委員おっしゃられましたように、一般町民に直接影響する大変重要な事業であるということを考えれば、今おっしゃられたようにして全員協議会等で……

（「全員協議会は議会が主催する……」の声あり）

地域生活課長（川俣雄二君） そういった形で要求をされれば、我々としてはそういった説明をするような形になろうかと思っておりますけれども。こちらからそのような事前に情報提供をしてそういった会を開くということもあってもよかったのかなとは今考えておりますけれども、ほかの事業もそういえば同じような事業でもやっていないところもあったものですから、我々としては少しそこに、逆に言えばそこまでちょっと目が届かなかったというところは少し反省しているところでございます。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 議会に全協をお願いすることはありますけれども、招集するのは議員協議会は議長でありますので、議会から要請があれば町としてはいつでも応えるという形ですから、どうかそれは議会で議論していただければと思います。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤武君） これ結構相当重要なことだと思うのです。建前は今町長おっしゃったとおりなのかもしれませんが、全員協議会の実際の、私も議員歴が浅いのでこれは誤りがあつたら正していただきたいのですが、実際のところ当然招集通知という文書に関しては議長名で我々議員に回ってくるわけですけれども、この案件を説明したいのということをおそらく町の執行部で事前に、案件によっては議長のほうにあるいは議会事務局に伝えて日程を調整してということになされていると思うのです。そういう趣旨で私は申し上げたのですけれども、そのあたりはいかがですか。間違いあつたらそれは訂正願いたいのですけれども。

委員長（土門勝子君） 暫時休憩いたします。

（午前10時35分）

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

( 午前 10 時 37 分 )

( 「開く前に答弁関係どっちになっていますか。私の発言、それとも町長の答弁」の声あり )

委員長 ( 土門勝子君 ) 時田町長。

町長 ( 時田博機君 ) 議会全員協議会の持ち方ですから、議会の皆さんが検討してくれば、大変それはありがたいと思いますけれども、執行部としてはこういう議案で全員協議会をお願いしますという形で全員協議会を開いていただいた経緯があります。それから、町営住宅についてもこれまで何回かやっぱり議員全員協議会にご説明を申し上げておりました。それは去年の7月以前の問題でそれまでやってきたという経過もあります。どのようなアンケートで若い人がどんなものが欲しいかとかというのは、もう既に議員全員協議会で説明を申し上げまして、そして27年度の予算の審査のときに既に全員協議会に説明させておりますので、例えば今後全員協議会で説明が欲しいねという議会からの要請があれば、それは当然全員協議会の要望とあればそれに応えて説明をする、常任委員会で説明欲しいとあれば、それは幾らでも説明するというところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長 ( 土門勝子君 ) 1 番、齋藤武委員。

1 番 ( 齋藤 武君 ) 今町長答弁の前にこれはいわゆる閣内不一致をつくるわけではないのですけれども、地域生活課長から全協を開催しなかったことについて、私の手元のメモですけれども、目が届かなかったという発言がありました。それは私の感覚からすれば行政マンとして真つ当な発言だというふうに思います。町長から27年度のときに説明をしたというふうな趣旨ありました。要するに私が議員になる前の話ですけれども。ただ、その当時と今回の予算規模あるいは事業内容が同じであればまだしも、かなり変わってきているわけなのです。年度も違う、予算規模も違う、物理的、スケールのにも違うという中において、やはりこれは2億5,000万円という金額は非常に重要な案件だと思うのです。そういう意味においてぜひ積極的に議運の場でお話をさせていただきたいということを申し上げたわけですが、そこはご理解いただきたい。27年で説明したというのはやっぱりそれどう考えても苦しいです、説明として、私はそう思います。

委員長 ( 土門勝子君 ) 川俣地域生活課長。

地域生活課長 ( 川俣雄二君 ) 私の記憶もちよっと曖昧ですけれども、先日高橋議員のほうに町長答弁申し上げましたけれども、その際の中にもありましたように、工程表の配付をさせていただいております、昨年度、26年度ですけれども。そのときに概要についてお話をさせていただいております。ただ、それは全協ではなかったかな、委員会だったかなというふうな記憶でございます。ですので、工程表は当時の議員の皆様にはお配りはされている、そういう状況で、産建のほうについては私がそこにはいますので、概要についてお話をさせていただいていると、そういうところでございます。

委員長 ( 土門勝子君 ) 1 番、齋藤武委員。

1 番 ( 齋藤 武君 ) それはそれで工程表をそのときお配りしたというのは結構なのですけれども、ただ問題は工程表がそのとおり進んでいけばそれでいいのでしょうかけれども、大きく変更になっているわけですね。ですので、やっぱりそのときに工程表配りましたから、それで御免してくださいというのはなかなかこれ厳しいと思うのです。状況変わっていますので、現実的に、そこら辺はぜひ真つ正面から捉えていただきたいなというふうに思います。

済みません、町長にお聞きします。この件に関してお聞きしたい件があるのですけれども、今回の、何回も言いますけれども、2億5,000万円という金額の用途として、約1ヘクタールの用地の取得と、そして造成、加えて2棟分のメゾネット形式8世帯入れる建物の費用が含まれているというふうに認識しております。いわゆる行政の安定性とかあるいはよく言われる計画行政ということを考えれば、先般高橋冠治議員とのやりとりの中で出ましたとおり、裁判になっている案件ですので、どうなるかわからないということですよ、一般論で考えてもそうでしょう。そういう中であえてどうなるかわからない土地の取得も含めた金額を設定して今回予算に上がっているということは、繰り返しますけれども、行政の安定性とか計画行政ということに鑑みれば、いわゆる行政判断もあるのでしょうか、それと同時にいわゆる政治的判断の要素が強いのではないかというふうに私は思います。補正でやるという方法は十分ありますが、それをあえてしないで今回一気に出すということは、当然町長のご英断があつてのことだというふうに、同じ私も政治家の端くれですので、として思えば、やっぱりそれは重大な判断をされたのだなというふうに思うのですけれども、その中で当然判断をする材料として今は裁判がかかっているけれども、28年度中には恐らく裁判終わるのだなという心証を町長は持ったのではないかなというふうに、私はその理由づけとして考えるわけなのですけれども。当然先般裁判の中身云々については立ち入ることはできないとおっしゃいましたけれども、ただ心証がなければえいやと、2億5,000万円今回上げるというのはなかなかそれはそれで厳しいと思いますので、そのような心証があつたというふうに理解していいのかどうかお尋ねします。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 予算の特別委員会ですから、政治的な判断と今私に質問が来たわけですが、計画として町がアンケート2年ぐらいかかって若い人たちには町の舞鶴地区、一番望むところに町営住宅を建てましょうということを公約として予算化したということもあります。それらは議会からの要望も大いにあったという、一緒にやりましょうということがありました。場所を設定するに当たっては子どもセンター、中央公園の北側にしてくださいよということもありましたので、私は工事やるのならやっぱり民間から開発していただくには、その後一緒にやっていただくには下水道と道路、上水道は一緒にやっぱり埋設して開発の準備をやるべきであろうという形を判断をさせていただきましたし、今土地の買収しようとしたらたまたま裁判になったということが発生したわけですが、これらがあつたから簡単にこれまでの経緯を引っ込めてやるものではないというふうに思っています。裁判の内容等につきましては、それはそれは個人と個人の問題でありましょうけれども、町が決定して2年間かけて議論してやりましょうということをやったこと、ことし補正で2億円もやりましょうよという形はなかなかできない。やっぱりやるという明確な意思を示すことによって舞鶴地区、何とか若い人たちに責務を果たすということをやていきましょう、町の強い意思で、私の強い意思だというふうに理解していただいていいと思います。

裁判係るから当分手を引くようにという形にしたら、開発行為自体まで、町民の皆さん、若い人たちから集まっていたいて、そして結論を得ていただいたことまでほごにするということは、私はやっぱりやりたくない。しっかり進めたいと思っていますし、その当時議会の皆様からは大いに一緒にやりましょうという声もいただいたということも事実でありますので、それらはやっぱり議会と町と強い意思を持って開発の行為を示すということは、大いなやっぱり物事を前に進める一つの大きな力になると思っています。

以上であります。

委員長（土門勝子君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私のほうからも少しお話をさせていただきます。

事務的な進め方の部分においては、大きな事業をやりますときには、その財源の確保というのが必要になってまいります。若者定住住宅についてもただいまの経過を踏まえた中でしっかりと実施していくためには、当初予算のほうに計上をして地方債を確保すると、これは補正の段階ではこれできませんので、しっかり当初予算に計上して、でも状況によって物事が進まない場合については、補正で地方債については借り入れできない状況になりましたというご説明も差し上げながら変更をさせていただくという流れになるかと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 私が質問のときに、これは政治的判断ではありませんかというふうに町長にお尋ねしたところ、それについては否定をされずに、私の強い意思でこれは進めるのだという返事をいただきました。そのとおりなのだなというふうに理解をしたいと思います。

時間もなくなってきましたので、次に教育委員会教育課の事業についてお尋ねいたします。68ページの2目事務局費のうちの19節負担金補助及び交付金のうちの遊佐高校就学支援事業につきましてお尋ねいたします。本当に皆さんご存じのとおり、遊佐高校の応募者が定員を上回ったという事態ですので、この事業はぜひ弾みをつけて進めていただきたいなというふうに思うのですが、かといって一方で今回の、この春の、きのう入試がありましたけれども、その数字だけに、実際はこういうことはないのでしょうか、仮に浮かれてしまいますと、また1年後にどうしようというふうになってしまいますので、これは浮かれることなく地に足のついた事業として進めていっていただきたいと思っております。

運転免許というのは普通の社会人、まずほぼ100%今の時代持っていると思うのですが、加えて介護職員初任者研修、旧ヘルパー2級というものですけれども、これを高校在学中に取得できるというのはやっぱり介護職における登龍門となる資格ですので、非常にこれは有益だなというふうに思います。それが遊佐高の在校生が多くそれを取得するということになれば、遊佐高校は福祉に強い学校というふうに訴えることもできますし、実績になりますので、ぜひそれを進めていただきたいなというふうに思います。

あとちなみに福祉資格の取得も当然今言ったようにしていただくと同時に、そのほかの資格もあるのかなと思います。高校生ですので、年齢的に取得できる資格というのは限られてくる部分があると思うのですが、例えば生徒はやっていると思うのですが、英語検定だとか漢字検定だとかそういう部分の資格取得の費用をちょっと手助けするというのもやぶさかではないことなのかなというふうに思ったりはするのですが、そのあたりは遊佐高校の支援事業の拡充ということに絡めてどのようにお考えになっているのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。時間もないので、端的に。

きのう入試が終わりまして、定員いっぱい入れる見込みになっておりますので、ぜひ優秀な生徒に集まっていただいて、やっぱり生徒の姿、学校の充実した姿でアピールしていく、それがまず大前提だと思いま

す。そのことが一番大事だと思います。その上に立ってこれまで積み上げてきた支援の姿、もちろんこれは高校から直接ではなくて、支援の会の要望ということでしたので、今ご指摘になった車の免許、介護の初任者研修の費用等を出す。具体的に例えば英検はどうかというお話、英検は聞くところによると二、三千円、そんなにも費用的にはかからないのだそうですが、ただこれは遊佐高校以外の町外の高校に通っている遊佐町の子供たちもいるわけですので、そのバランス等もありますので、もちろん町長のほうでは次なる支援ということは念頭にあるようですので、決して今回満たしたから来年度、再来年度以降という、そういうことはできないと思います。油断というか気を緩めることはできないと思います。過日のテレビ報道でもまさにかぎ括弧の町立高校として支えて、本当は県立高校なのですけども、ぱっと見た人は遊佐町立高校であるのかなと思った人いるかぐらいの報道でしたけれども、やはり人口ビジョン、定住政策の大きな柱ですので、これは私が何をするとか立場上言えません。これは政策判断、企画判断になりますので。そういうものを大事にしながら事務局としては十分伝えて、我々としては学校のほうに教育の内容で今度勝負できる高校にしていきたいと思いますということで頑張っていきたいと思っております。

以上です。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 確かにいわゆる支援策というのはどこまでやればいいのか、あるいはばらまき等の危ないところにも行きかねないので、そこら辺は当然、私はわかりやすい例として2つの資格を挙げたのですけども、そこは当然十分精査していかなければいけないと思います。

一方、人的支援というのもこれからは必要になってくるのかなと思います。具体的に申し上げますと、月曜日に議員発議で遊佐高のような小規模の高校においては、県外からの入学者も認めるべきではないかという議員発議があるわけなのですけれども、現に県外からの生徒を受け入れしている山形県外の高校というのはいっぱいあります、全国に。そうしたときに、県外から生徒を招くときの橋渡しをする人材あるいは高校と地元の市町村との橋渡しをする人材、そういうふうな人材が必要になってくるのかなと思います。当然県立高校ですので、県で予算措置をして人員を配置しているわけですけども、恐らく小規模校であればもともと人員配置というのはかつつかはずです。そういうところで仮に町のほうでそういうコーディネーター的な人材を配置できれば、ひょっとすれば生徒募集ということはそちらのほうにお願いして、高校は本来の教育のほうに専念して、より高校の教育の中身がよくなっていくこともあるのかなというふうに思うのですが、早い段階から人材の配置、人材の確保ということに関しては、今の段階から検討をぜひスタートなさったらいかがかなと思うのですけれども、そのあたりお考えがあればお聞かせください。

委員長（土門勝子君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 当然派遣するとなれば予算措置が、今まさに予算審議になっているわけですけども、そういうことになってきます。まず議員発議で要望書を出していただいたと、これは心強く思っております。同じ歩調で歩みたいと思っております。

ただ、きのうのたしか報道だと思いますが、高校再編室のいろいろ決定事項が出たのですが、探究科の設置だとか、将来的に酒田西高は1学級減するのだとか、そういうのが出たのですが、県立高校の、全部ではないでしょうけれども、一部限定した高校について県外の募集も解禁という報道がなかったものから、あれと思って見ておったのですが、まだそれは課題として今後検討する余地があるか、議会からの

要望も出ますので。我々としても県の編成室の課長にはぜひ遊佐高校という、こういう特殊な立場の高校についてはどんどん児童生徒数が減っていく時世、流れを見れば、県外からの募集する流れをつくっていただきたいということは直接向こうの課長、室長と会って私もお願いしておりますが、まだ結論が出ていない段階なものですから、そこまで踏み込んであれですけども、念頭にはありますよ、当然県外から高校生を募集できるということが解禁になれば、どういう形で、例えばコーディネーター等の派遣ということもありましたけれども、その辺は当然念頭にあります。民間の力もかりるといってもありますし、もう一つ我々の思いにあるのは就職だけではなくて、例えば地元の公益大の入学生もふやしたいという思いも地域としてあるわけですから、県外から来た、地元の生徒でもいいわけですけども、遊佐高校まさに充実しっかり勉強して公益大あるいはほかの大学でもいいわけですけども、そういう道も開けるような、そういう方向にしていきたいという、まさに先ほども教育内容の充実、生徒の頑張りということをお話しましたけれども、そういうことも含めて我々としても念頭にあります。具体的にどうするかということ、やっぱり県教委の判断待ちですので、そのところは今の我々の段階では意はあるということだけご理解いただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） ぜひそれは当然状況を判断しつつも積極的に前倒しで、前々で検討していただきたいなと思います。

最後に、教育課関係でもう一点お聞きいたします。75ページの一番下のところなのですが、レプリカ等作成委託料というのがあります。レプリカというのは想像するにいわゆる鋳物の複製品なのかなというふうに容易に想像できるわけなのですが、今般これまでの菅里中学校にあった埋蔵文化財の施設が旧西遊佐小学校に移るといふふうに聞いております。同じようなことは過去に私も質問したことがあるのですが、西遊佐小学校に移るのをきっかけにして恐らく展示スペース、今防災庁舎の2階に土器だとか、最近ですとサケの骨が展示されているわけなのですが、そういうようなものが旧西遊佐小学校に移ることによって、もうちょっと量的にも多く通常展示されるのかなというふうに期待はしているのですが、28年度においてそのような展示が旧西遊佐小学校において展示がされるのかどうか、見通しと計画があれば教えてください。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現在旧西遊佐小学校校舎への移転作業を進めております。まだ、はっきりいつまで完了するというふうな見込みは立っておりませんが、その中で一番新しい木造の平家の校舎、特別支援学級を設置をした教室があるのですが、そこに新しく購入した展示ケースを配置をしながら、施設を見学に来た皆さんに見ていただけるようなところを今つくっているというふうな状況であります。ただ、これには前にもたしか説明申し上げたと思いますけれども、いわゆる不特定多数の方が常にいつでも来てというふうな状況につきましては、都市計画法上あるいは建築基準法の関係でそれはできないというふうなことで指導を受けているところであります。ですから、地域の例えばまちづくりセンターあるいは学校、小学校、中学校、そういった学習等の授業の一環で施設を見学に来るといふようなときに、そういったところを見ることが可能であるというふうなことで考えております。

委員長（土門勝子君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 現状では不特定多数がかなわないということなのですが、展示施設の完成時期は28年度中というふうに理解してよろしいですか。まだ小中学生対象であったとしてもですが、完成時期、整備時期の目安です。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 完成時期といいますか、予算の執行に伴って徐々に充実させていくというふうな考え方でおりますので、そこはいつになれば大丈夫ということではなくて、順次整備できたところから見ることはできるというふうな考え方でおります。

なお、新年度、28年度においてもそういった活用事業について今から検討を始めておまして、学校との連携も進めながら進めていきたいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） レプリカという言葉も出ておりますので。現在現物は当然展示もなかなかできないし、学校の授業にも貸し出せないということでしたけれども、例えば火焰型土器なんかレプリカができれば小学校、中学校の授業への貸し出し等も可能になると思いますので、いろんな考え方を広げて町民なり理解を深めていくと、そういうことに努めていきたいと思っています。

委員長（土門勝子君） これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） ちょっとこちらの事情がありまして、済みませんが。

それでは、教育課関係、今埋蔵文化財の話が1番委員のほうから出ました。引き続き質問させていただきます。ページ的には75ページのほうに教育費の文化財保護費ということでございます。その中で27年度当初予算に、ちょっと確認をしておりますが、新たに給料という記載がございます。それで臨時職員と記載されておったものに作業員の賃金とかという表現に変わっている状況です。それで収入のほうになりますが、17ページのほうに、それに関係して収入が記載になっておまして、平成27年度におきましては約959万円ほど収入があったものが、平成28年度当初予算では約50%に相当します453万8,000円ほどに減っております。その付記を見ますと、文化財調査費の活用という字がプラスになってございまして、出るの状況のようです。それで26年度の行政報告書を見ますと、小山崎遺跡の発掘調査事業、それから周知活用事業が26年度で実施をされているという状況もあることをひとつ確認をしながら、質問のほうに入りたいと思います。

それで地域の特色ある文化財活用事業ということで小山崎遺跡複製品、レプリカということがございましたが、収蔵庫として西遊佐小学校跡に着手するという説明も今ございました。そういうことで今までは資料をまとめることが中心だったようですが、基本的には小山崎遺跡に関係するハードの面に着手をする状況に変わってきているのかなというふうに理解をしております。そういうことで旧西遊佐小学校跡にそういう今質問あった件で着手をされるようですが、これからやっぱり小山崎遺跡のハード面の整備に着手をするということの理解でよろしいですか。ここで一回切りたいと思います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

最初に、事業費の関係ですけれども、昨年度は総括報告書の作成のための印刷製本費として国庫補助をいただきながら事業を行ったということがございます。それが一定終了したものですから、国庫補助事業につきましてはこういった、金額としては大幅に減額になっているということでございます。

それから、今後のことでございますけれども、1月に文化庁に行きまして調査官から今後の活用についていろいろご指導いただいたということであります。それに基づきまして、今後は公開活用事業に力を入れていくというふうにしたところでありまして。そういった関係でハード事業というお話もありましたけれども、旧菅里中学校校舎から旧西小校舎に移転するに当たっての主な理由、大きな理由としてはやはり旧菅里中学校校舎の老朽化に伴って、やっぱり校舎に外からすきま風が入ったりして保存によくはないというふうなことがありました。それとあと収蔵のスペースがやはり不足をしているというふうな状況を踏まえて、少しでも建物としてはまだ使えるというふうなことで、旧西小への移転をさせていただいているというふうなことでございます。

それから、ハードに関しては今回総括報告書を出して史跡指定を受けることができませんでしたので、当面は活用を力を入れていくというふうな考え方でありまして。ですから、小山崎史跡の現地、もと田んぼだったところも町で購入した土地があるわけですが、そこにつきましても草刈り等適正に管理をしながら、こういったイベントができるか、そういったことについて検討をしながら、活用を図っていきたいというふうな考えているところであります。先ほどの齋藤委員のご質問にもあったとおり、レプリカ等も作成をこれまでもしてきておりますので、そういったものを貸し出しあるいは見ていただくというふうなことも含めて、今後活用していくというふうな考え方でありまして。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 質問しようと思ったら前もって課長から答えられてしまいました。ちょっとあたふたしておりますが、基本的に状況は理解しました。なぜ西遊佐小学校に行ったのかなという非常に疑問を持っておりまして、今パーキングエリアタウンということであそこにインターができれば、そこから来る人も見るのではないかとということで、ずっと前から思っていました。それで何で向こうへ移動するのかなと思っていましたら、そういう状況があったということは理解をしました。

それで小山崎遺跡についても今答弁ありましたが、当初あそこ圃場整備の区域に含んでおりまして、工事前の構造地調査といいますか、それに該当した経過があります。それで当時私も担当しておりましたので、当時の埋蔵文化財の担当からとんでもないものが出てきたということでストップがかかりまして、今高橋教育課長から話ありましてとおり除外をして、町有地化した状況は理解をいたします。

それで実は大楯地区にも同様の遺跡がございまして、あそこも同じような経過をたどって借地しようと思いましたが、除外をして買収をすると。それで公園化を図って、遺跡公園化をした経過があります。それで基本的には遊佐パーキングエリアタウンとかジオパークが進んでいけば、丸池様等のあの周辺、荒沢周辺の当然視察する外部の方も多くなると思います。そんな中、ちょっと総務課関係の予算になりますが、歳出の29ページのほうに総務費の1項で総務管理費の中で財産管理費の13節の委託料の中に、所管の委員会で説明を受けたのですが、公共施設の今後のあり方を検討して方針を策定をすると、そのような説明を所管の委員会で説明を受けました。先ほど言った小山崎遺跡も町有地化されておりますので、基本的にはあそこ買収になった土地で草刈りは徹底されているということですが、やはりあそこに一種の公園化みた

いなものを期待をしたいところなのですが、あそこの出たものはそういう展示はわかったのですが、現地をどう整備されるのか、ちょっとお考えがあればお聞きをしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えいたします。

小山崎遺跡の現地につきましては、やはり今のところまだ考え方といいますか、方針は明確になっていないということであります。草刈り等適正に管理しながら、今後こういった活用がいいのかというふうなことは十分皆様のご意見を聞きながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。国からも、施設の整備等についての考え方はあるのかというふうなことも聞かれているところではありました。現地につきましては、皆さんご存じのとおり、何年かに1回、あるいは十数年に1回というのは大雨が降った状況の中で、洪水が起きたときに一番早く水がつくところというふうなことでありまして、今明確にそういった考えを出しているわけではありませんけれども、やはりハード的な、恒久的な施設を、建物等をつくるのはどうかというふうなことで、非常にそこは悩んでいるところでもございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 当然建物等は無理だと思いますので。ただ、大楯遺跡も公園もつくったことはつくったのですが、人を見たことがないというのが実際でございまして、決してそうならないようなもので整備を図っていただければなと、これは個人の考えでございます。

それでは、同じく文化財の関係で多分所管には触れないと思いますので、質問させていただきます。いろいろ予算の関係で資料をいただいた中で、当初予算と振興計画比較書をいただきました。それで最終ページの一番最後のところにパーキングエリアタウン建設予定地、候補地3カ所の遺跡調査の実施費用として329万円ほど計上されております。ちょっと予算書にはどこにあるのか探せなかったのですが、そのことについて若干状況をお聞きさせていただきます。それであそこのパーキングエリア、おおむねの場所、実は私も経験ありますので、たしか野瀬遺跡構造地、それから筋田という遺跡群があるというふうにちょっとホームページ等を見まして再度確認をしました。そうしますと、平安時代の遺構ということで、平成2年が野瀬で平成4年がたしか筋田区域の指定を新規にされているようでした。そうしますと、平成2年ですと、あすこら辺ちょうど圃場整備をやった時期に重なるのです、同じ時期に。そうしますと、当時埋蔵文化財の担当のほうから許可を得て、下のほう基盤まで動かしてしまっ、一度圃場整備をやった経過があると思います。だからどうということはないのですが、その辺も理解をされながら329万円ほどかけて調査をやると思うのですが、文化財、生涯学習課と協議がその辺どうなっているか、もし説明できれば教えてもらいたい。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

埋蔵文化財の関係で、今質問にあったようにパーキングエリアタウンの構想推進に伴う埋蔵文化財の調査ということで、その費用を予算書のほうに盛らせていただいております。内容的には試掘ということになりますけれども、想定している面積が開発に伴う事前埋蔵文化財の調査が必要というふうな面積を超えておりますので、当然具体化になってくればその用地について埋蔵文化財の試掘調査を行うというふうな

考えであります。その試掘に当たっては当然県の生涯学習の関係、それから埋蔵文化財センター、そういったところといろいろ相談をしながらしていきたいというふうに考えておりますけれども、今のところまだ具体的にこういう方法というふうなところまでの協議はしておりませんが、予算要求に当たっては当然ご相談をさせていただいているというふうなことでありますし、企画課との調整も十分行いながら、やるとなれば実施していくというふうなことで考えております。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 先ほど言ったとおり、そこ一度工事をやったものですから、その辺ちょっと関連して質問をさせていただきます。

続きまして、68ページ、教育費の教育総務費になりますか。事務局費の中の20節の扶助費についてご質問いたします。要保護及び準要保護児童生徒就学援助費ということで、平成27年とほぼ同額の860万円ほど計上されているようです。認定に関しましては、民生委員の方からいろいろ状況を見ていただいて、教育委員会のほうでいろいろ確認等されまして、民生委員に情報等を上げていただいたものを参考に決定、認定をされるとは考えておりますが。

それで今年の2月8日の日にその委員会開催されているという行政報告書を拝見しましたが、自分なりに担当したときに、やはり面と向かってそこには行けないのです。その家にどうだということで行けないものですから、周辺の方にふわっと探りを入れるのですが、あくまでも外部から見た状況でしか判断できないというのが確認の現状でございます。

それで同じく行政報告書を見ますと、ひとり親家庭のデータが26年度の資料に載っております、それを見ますと、母子家庭の家庭が131あるようでした。それで35歳未満の家庭がそのうちの約21%に相当します28家庭、それから父子家庭が32家庭で、同じく35歳未満が3つの家庭で約10%弱です。そんな状況が資料からわかりますが、所管の委員会でいろいろ説明を受けましたひとり親家庭の医療費補助、これについて関連して質問しましたら、あくまでも世帯と一緒に住んでいる家庭も先ほど言ったデータには入っているということで説明を受けました。

それで基本的にちょっと、ここから質問なのですが、要保護に関しては家庭に世帯が2つ以上入っているような家庭でも支援の対象になるのかということが1点目と、それから小学校、中学校ごとの対象人数、もし説明できる状況にあれば教えてもらいたいということが1つと、具体的にはほとんど無償化になっていきますので、給食費とか例えば修学旅行費だとか勝手に想像するのですが、具体的な援助する項目について、これちょっと質問をさせていただきます。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

要保護のいわゆる認定の基準につきましては、家庭の状況につきましてはその世帯全員の収入を勘案をしまして、基準に該当するかしないかというふうなところで判断をさせていただいておりますので、例えば3世代同居であれば働いている皆さんの収入を合計をして基準との比較をするというふうなことでございます。

続きまして、人数の関係ですがけれども、今年度28年度予算においての根拠としている人数につきましては、小学生で43人、中学生で45人というふうなところでございます。

それから、支給の項目の関係ですけれども、修学旅行費、給食費、医療費、新入学児童生徒にあつてはその他新入学のための学用品、在學生にあつては同じく学用品、これについては校外活動費も含んでというふうなことで、こういった項目が対象になっております。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） わかりました。

続けます。それで昨今新聞とかよくテレビのNHKのスペシャルの番組等でも取り上げられます子供の貧困という言葉がよく聞かれる状況にあります。政府でもちょっと調べましたら、2014年の1月の17日から子供の貧困対策推進法というのが施行になっているようでございます。はっきり言って人間、特に子供にとっては生まれ育った環境で、その人の人生も左右されるぐらいの状況にあるわけですが、この世の中で選べないのが親であり子であり、そんな状況にあると思います。はっきり言えば親の事情でいろいろ、離婚とか等ある場合もあると思いますが、やっぱりそういう場合、子供の生活に影響を与えないようにするのが扶助費だと理解をしております。

それでここで当初教育委員長に質問をしようと思ったのですが、2月の4日の日に委員会も開催されているようですので、もし教育委員会のほうで子供の貧困等についてももし何かご所見があればお伺いしたいと思います。もしなければ高橋課長でも結構でございますので。

委員長（土門勝子君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。

具体的な質問が出ましたら課長が答えるということで、教育委員会でどのような話題といいますが、話し合いになっているかということで申し上げたいと思います。ただいま予算のことでご質問あったように、母子家庭、父子家庭に限らず、経済的にちょっと困難を来している家庭には要保護、準要保護児童生徒等の対応で慎重に審議していただいて、これは当然バックアップすべきだという家庭については支援の手を差し伸べているということでご理解いただきます。

その中でいろんなご意見とか心配する声もあるわけですけれども、やはり教育委員会の中でもそういう状況が年々ふえつつあるといいますが、そういう家庭が、状況があるのだなということはいろいろ議論になっております。もちろん今ご質問ありましたように、経済的な支えということも大事ですけれども、我々話し合いで一番大事にしているのは、やっぱり学校の先生方がそういう子供の状況をきっちり把握して、私は深い児童生徒理解としておりますけれども、経済的とかそういうことではなくて、その子供はそういう状況にある家庭から学校に来て、そして一生懸命頑張っていると、頑張っている子供がたくさんいらっしゃるわけで、勉学の面でも運動の面でも。子供たちを支えていく、それが私はやっぱり教育の支え方としては一番大きいのではないかなと思っておりますので。それは常に先生方をお願いしております。この前も一般質問のときでも、例えば家庭学習の状況につきまして、いろんな家庭的な事情で困難な子供であれば、親に丸投げしないで、親に任せるのではなくて、学校でできる範囲でまずサポートしてあげて、そして親御さんとも連携とって、親御さんの気持ちなり思いも耕してくださいということで、そこで信頼関係も生まれてきますので、そういう姿を見て学校の先生の姿勢、親御さんのそういうことの気持ちが上向いてきたのだなと、子供が見ていますので、そのことによって子供も発奮すると、やる気も出す、宿題もやってくると、そういう状況をつくり出したいものだなということをお願いしてあります。

具体的にそういう子供の状況があれば、校長会等でも実名を出す場合もあります、出さない場合もありますけれども、具体的に話題にさせていただいて、こういう状況の子供がいると、うちの学校でこういうふうに支えていると。そして成果が上がっているとか、なかなか容易でない部分もあるのだということで、これは6つの小中学校ありますけれども、校長会でもいろんな場で議論しながら、そういうことで子供の貧困ということ、今クローズアップされてきているわけですが、今に限らずその前の前から教育行政の中では先生方を通して支えていこうという気持ちで頑張っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 二、三日前の報道を見れば、先生方の連絡ミスで子供がいろいろ進学の関係で問題あって自殺してしまったという記事もありますので、非常にやっぱり子供というのはデリケートだと思いますし、ちょっと今ある新書を読んでいる途中ですが、親がそういう状況があれば子供は逆に気を使って親に対して苦労かけられないとか、そういう状況も生まれてくるようですので、ここでこの質問については終わります。

最後に、ちょっと2点だけ初歩的な質問をさせていただきますが、68ページの13節の委託料のところ、心理相談業務委託という項目がございます。この中身が1点と、もう一つ75ページのほうの19節負担金補助及び交付金の中のところに旧鶴岡警察署修復事業負担金ということで、額は小さいのだが10万円ほどあります。ちょっと疑問的に、なぜ鶴岡のほうの負担をここですのかなという疑問がちょっと抱いたものですから、最後にこの2点だけ、大変初歩的な質問で申しわけないのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

最初に、心理相談業務の委託料の関係ですが、これにつきましては今年度までは特別支援教育アドバイザー、それからスクールカウンセラー業務、この2つの業務については個人の方をお願いをしてやってきていただいておりますが、今年度末をもって退任をしたいというふうな意向を伝えられたところでございます。そのために新たな方を探さなければならないというふうな状況だったわけですが、資格を持った方が近くになかなかいないというふうな状況がございまして、いろいろ日本海病院のいつもお世話になっている先生なんかにもご相談をしたところ、酒田の医療法人山容会さんに資格を持った方がいるというふうなことで情報を聞きまして、山容会さんのほうに遊佐町のこういった相談業務について受けていただけないでしょうかというふうなご相談を申し上げ、協議させていただいて、了解をいただいたというふうなことでございます。ですから、従来は賃金、謝礼、そういったもので、報償費で支払いをしていたわけですが、28年度からは委託料に予算科目としてはさせていただきます、こういった相談業務を継続をしていきたいというふうなことでございます。

それから、旧鶴岡警察署の負担金の関係でございますけれども、これについては事業主体が致道博物館になってございます。国指定重要文化財の旧鶴岡警察署庁舎の保存修理を行うということで、事業費につきましては5億円を超えるというふうな内容であるようです。2分の1国庫補助をいただきながら進めるということでありまして、事業費についてやはり多額であるというふうなことから、奉賛会を組織

をしまして、いろいろ地元を中心に寄附をお願いをしているというふうなことでございます。

致道博物館につきましては、庄内一円の歴史文化のいわゆる調査研究を行っているということで、私も遊佐町教育委員会としても連携をずっとしてきた経過がございます。そういったことを踏まえて、広域的な連携を重視をするというふうな立場から、今回10万円負担金として支出をさせていただきたいというふうな内容でございます。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 奉賛会ということで理解をさせていただきました。

それでは、次に産業課のほうに質問を移りたいと思います。60ページお願いします。7款の商工費、1項の商工費の60ページの一番上になりますが、ここに遊佐ビジネスネットワーク協議会交付金ということで153万円ほど計上をされております。本議会の冒頭に副町長から一般行政報告がありましたが、その中にも早瀬あや氏が「鳥海2236」ゆざ親善大使に委嘱されたという報告も受けました。

その次のページに、遊佐ビジネスネットワーク協議会に関係するいろいろ研修会があったということで記載もございました。実は1月の末に遊佐ビジネス大使という方と名刺交換をさせていただきまして、いろいろ懇談をしたのですが、本来であれば担当のほうに行って聞けばよろしいのですが、ちょっと時間的な余裕もございませんでしたので、この場で。遊佐ビジネスネットワーク協議会の活動の内容と、例えばそういう方々当然なりわいを持ってやっている方だと思しますので、活動のために経費等を支払っているのかどうか、そのことについて質問をさせていただきます。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

遊佐ビジネスネットワーク協議会交付金153万円であります。ご存じのとおり、企業誘致を最大の目標にしてつくった協議会でありまして、企業誘致に関連するビジネスの情報を得ることが主の目的であります。協議会の会員は地元の企業等を含めまして33社、あとビジネス大使の方々は基本は首都圏が中心であります。地元の方も若干おられますけれども、首都圏の方を中心に今は26名ほどお願いをしております。

事業の中身につきましては、ビジネス大使の方を頼りに企業訪問を年数回行わせていただいております。あとは大使の連絡会議といいますか、これは観光の親善大使と合同でふるさと会の前段で会議を行って情報交換をしております。あと2月に入ってビジネス研修会というのも行ってございます。今年度は田園プラザ川場の会長さんを講師に招きまして講演をいただいております。あとそれから豊島ものづくりメッセの出店ですとか、あと遊佐高が企業訪問、要するに遊佐高の卒業生が就職された会社に先生方が訪問するとき、そういったときの補助もこの協議会では行っているところであります。

あと、ビジネス大使の経費ということでございますけれども、ビジネス大使がその活動の一環として名刺をお配りするとか、そういった活動に係る経費についてはこの協議会で負担をしております。実際にいろんな企業情報を得まして企業誘致等に発展した場合には、そういった活動に対しても一定の経費をこの協議会から負担するということになってございます。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） その際やりとりの中で、例えば東京に行くときなんかの経費等もらっているの

すかと聞いたら、そうでもないということと言われたものですから、ある程度自分の自費で何か都合があって向こうに行ったときにいろいろ調整をしていただいて、今課長からあったとおり、いろいろな成立した際にまとめていろいろ処理なさるといふような雰囲気のこととは答弁いただきました。

それで次の項目に行きますが、19ページのほうに県の支出金がございます、農林水産業の関係の補助金で林業関係の補助金が19ページに約810万円ほど計上されております。それで支出のほうの54ページになりますが、中段辺に松くい虫の防除委託料2億8,009万9,000円ということで計上されております。それでまた一般行政報告の資料を引用しますと、春の羽化前の全量駆除を目標に伐倒、それから破砕処理を取り組みをします。そんな中で2反3畝ほどの衛生伐費用として、本会議の冒頭でたしか4,800万円ほど補正決議をしたと記憶しております。

それでちょっとここで質問ですが、増額補正をした4,800万円を含めて、春の羽化前に対応するというのがその部分に相当するののかということが1点目の質問でございます。どうしてかということ、実は去年の27年度のいろいろ資料を見ますと、27年度の当初予算で6,629円ほど予算計上しておりますが、最終的には補正で1億1,950万円ほど、かなり5,300万円ほど増額して約1.8倍ぐらいの予算になっているにもかかわらず、先ほど申し上げました去年より少な目の当初予算を計上しているという状況のようです。そういうことで先ほど申し上げましたが、4,800万円、補正後でこの春の場合の伐倒が全て終わるのかということが質問の内容です。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

今年度、平成27年度の松くい虫の被害の状況につきましては、先日2月15日に開かれましてプロジェクト会議の中で説明がありました。遊佐町の要するに国有林を除く民有林につきましては、被害量が1万542立方メートルという数字でございます。これにつきましては、3月補正の段階でも4,200万円ほどですが、補正をさせていただきますけれども、これも含めて、当初予算から含めて、そのうち4,541.5立方メートルほど町として処理する予定でございます。あと県のほうも今年度、平成27年度の事業で2,372立方メートルほど処理しております。残りが3,628立方メートルほど残りますけれども、これにつきましては県事業で現在発注をしたいということで計画を進めているところでございます。基本的には平成27年度に発生した分につきましては、6月の松くい虫の羽化まで全て処理したいということで計画を今進めているところでございます。

もう一つ、当初予算に衛生伐の予算がかなり減ったという質問だと思いますけれども、当初予算を計上させていただいたときには確かに国の予算がつかない状況であって、これだけの金額しか計上できなかったということでございます。ただ、3月補正で補正させていただいた4,200万円につきましては、これは国の補助であります衛生伐を充てさせていただきました。これは国から2月補正で対応をしていただけたということで急遽、本来であれば町単独で対応しようということで向かっておりましたけれども、国の補助で対応していただけたということでありましたので、3月補正のほうに衛生伐で対応したと。それは繰り越して6月までに処理をするということでございます。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 理解をさせていただきました。

それで松くい虫の関連につきましては、砂丘地砂防林環境整備推進協議会のほうで積極的に活動をされているようです。教育面でも佐藤藤蔵祭や藤崎小学校によるいろいろな活動、それから8番の佐藤委員が中心に高瀬小学校のほうで曾根原さんのいろいろな功績をたたえるようないろいろな事業と言ったほうがいいのでしょうか、それにも私も参加をさせていただきました。

そんな中で実はこの間ほとんどの議員の方が出席した総会があったときに聞いた中で、松の頭頂部といいますが、頭頂部がかなり被害がすごいと、下より上のほうがすごいのだという発言を聞いたやに記憶しております。はっきり言いますと、私もこういう議員の立場になる前までは対岸の火事のようにしかこの事業を思っておりませんで、いざ自分がこういった立場になっていろいろ聞きますと、とんでもない歴史的に価値のあるものが失われると理解しております。

ここでちょっと提案というか質問ですが、先ほど言ったとおり、ほかの町民がやはり知らない部分もあると思いますので、これだけの巨額の経費をかけて事業をやっているという現状も踏まえて、被害状況や防除の状況を簡単に言えばDVDに撮って記録をして、先ほど言った教育関係のときに見せるとか、そういうことがあってもいいのかなと。ただ、余りお金をかけるのではなくて、酒田のある方はドローンですか、自分飛ばすことを趣味にされている方もおりますので、そういう方からいろいろ協力をいただいて、先ほど言った見えない頭頂部のビデオとかそういうものを活用して、それで教育のほうにつなげていくことも可能かなと、そう思います。それでそういうお考えも、これは自分の考えですので、そういうことが可能かどうかちょっとお聞きします。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

作業中の状況、そういったことにつきましては通常の町の委託にかかわる契約に基づいての記録しか残っていないということで、現在は写真での管理しかしていないという状況でございます。小学校、中学校の活動、要するに森林の教育につきましては、今緑の少年団の活動だとかあとは藤蔵祭、あとボランティア活動等々あるわけでございますけれども、そういった記録の映像を見て勉強していただくというのも一つの手ではありますので、そこは少し検討させていただきたいと思っております。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 遊佐パーキングエリアタウンのこの間研修に行ったときに、すごく音響もすばらしくて、多分つくった方は想像つきませんが、あれほど立派なものでなくてもいいので、やっぱりつくって提供したほうがいいのかなと思って提案をさせていただきました。

最後にまた初歩的な質問を2つほどさせていただきますが、52ページ開いていただきたいと思っております。畜産関係になります。ここに19節の負担金補助及び交付金のうちで畜産生産拡大新事業、これがちょっと私の調べた状況では新たに名称が出てきているように思います。これ概要で結構ですので、教えていただきたいということと、実はその下のところにマンガリツツア豚導入研究協議会へ前年度同額70万円ほど支出しております。ただ、ことしの509回の議会のほうでハンガリーの訪問経費として120万円ほど増額補正したということで記憶をしておりますので、多分訪問行ったと思っておりますので、その成果の報告等当然あってしかるべきかと思っておりますので、担当の課のほうとかそういう協議会のほうにあったのかどうか、さわりだけで結構ですので、質問させていただきます。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

まず初めに、畜産生産拡大支援事業費補助金823万4,000円であります。これにつきましては、遊佐の粗飼料生産組合のほうで牛舎を改築したいということで、総事業費が税抜きでありますけれども、1,647万3,000円の県が12分の5、町が12分の1補助する内容で合計が823万4,000円ということでございます。改築修繕の内容は、牛舎の改築工事が一式と、あとステッドステアローダー、それからヴェールグラッパ、あと繁殖牛を5頭ほど導入する事業内容となっているようでございます。

あともう一つ、マンガリツア豚のハンガリー訪問の内容ということでございましたけれども、先月の2月8日から14日にかけて会長であります高橋良彰さんと、それからうちのほうの担当の秋野の2名でハンガリーのほうに出張をしております。ハンガリーの農業省と、それからマンガリツア協会の会長とヨーゼフ博士という方々と面会をしてきました。農業省におかれましては、そこで出された意見といたしましては、話を先に進めるにはL O Iの内容を具体化したプロジェクトが必要だという意見をいただきました。ただ今後は、今までは大使館を経由してやりとりをしておりましたけれども、直接農業省との食料安全局と協議をしていいという返事をいただいております。あとマンガリツア協会のトート会長のほうにおかれましては、会長が言われたのは日本と要するにハンガリーにおける源種取引に関する新たな取り決めが今後結ばれる予定のため、政府の方針が決まるまでは協会としては導入の可否については明確には答えられないという話でございました。あと協会のヨーゼフ博士の話でございますけれども、遊佐町の意向を日本とハンガリー双方の農業省の耳にしっかり入れることが大切であると。あとより具体化したL O Iを双方に申達すべきというアドバイスをいただいております。これを受けまして、現在再度具体化したL O Iを提出をしたいということで準備を進めているところでございます。

これらの内容につきましては、平成28年度に入りますと総会が開かれますので、この内容について会員の方々にはそこを通じて周知したいというふうに考えております。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3 番（菅原和幸君） それでわかりました。

それでは、時間が迫ってきましたので、次に地域生活課のほうに移っていきたいと思います。46ページになります。46ページのとし込みの部分の2つの項目になります。猫の避妊去勢手術補助金32万5,000円、それから動物保護団体活動支援事業補助金ということで、新たにことしから計上されております。このことについては2番の松永議員が議会で質問されたということで記憶をしておりますし、その際課長の答弁で実施をしますという答弁もされたということで私も記憶しておりますが、新年度予算こういうふうに見ますと、これちょっとまた時間がなくてこの場で質問させていただいて申しわけないのですが、猫の避妊去勢手術に係る事業の概要について質問させていただきたいと思います。これが1点目です。

それでそのほかには野良猫とか飼い猫とかいるわけなのですが、対象となる猫といいますが、それがどれなのか、飼い猫だけなのかどうか。中には犬はどうなのだとおっしゃる方もいらっしゃいましたので、そういうことでございます。

それから、2点目として動物保護団体活動支援事業ということですので、公金からの補助となりますので、活動支援を想定しております動物保護団体、これがどの団体なのか、もし今決まっているのであれば、

報告できるのであれば若干聞きたいと思います。動物保護、動物愛護とかいろいろな調べますと、愛護なのか保護なのかちょっと私も判断つきかねましたので、ちょっとこういう質問をさせていただきました。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

今委員よりお話ありましたように、この2つの制度についてはさきの議会で松永議員よりご提案いただきました。そのことを踏まえながらこちらとしても検討をさせていただいて、動物保護法の趣旨に基づいた制度をつくったという状況でございます。

法律では動物の所有者はその動物が命を終えるまで適切に飼養しなければならないという原則があるわけですが、現実的にはなかなかそうはいても、特に猫については野放し状態ということもありまして、かなり問題になっておるといところでございます。こういった状況の中で平成24年法改正がありました。その中では殺処分を少なくするという、そういった内容が強くなっている法の改正でございます。一応猫なんか連れて行って引き取りを求められた場合は、県は引き取りしなければならないのですが、その場合でも今はその動物を飼っている人がいないのか、いるのか、その辺のチェックもするというようなことでございます。いる場合は返還する。いない場合であっても一旦受けたものについても里親探しをします。そして譲渡会等を開いて飼える人に動物を上げるといいますが、お願いをすると、そういうことで今は殺処分をとにかく減らすという、そういったところに強く力を入れているといところのようでございます。

そういう意味で先ほども言いました特に猫については野放し状態が多いということもありまして、無秩序な繁殖がどうしてもされてしまっているという状況でございます。そういうことで今回は事前の対策がやっぱり重要だろうということから、この2つの制度をつくらせていただきたいということでございます。その中でも猫の避妊、去勢、この制度につきましては雄猫の去勢については1匹当たり5,000円の補助、そして雌猫の避妊手術について1匹当たり8,000円の補助を行いたいと思っております。それにつきましても、飼い猫については1軒から1年1頭という形で制限をしたいなというふうに考えております。

そしてただ捨て猫とか野良猫、そういったものについてはその制限は一応設けないで今のところは受けたいなと思っております。捨て猫が飼い猫かどうやって調べるのだと、そういう話になるわけでございますけれども、それについてはなかなか現実的には難しいのですけれども、こちらとして今想定しているのは、その地域の人方が当然そこで地域で繁殖している猫の状況を見ているわけでございますので、地域の、持ち込む人のほかにそれを証明してくれる人方をできれば立てていただいて、そこで町のほうがそれをさらにチェックを入れて対象とすると、8,000円、5,000円と言いましたけれども、その中身ですけれども、実際は手術をするにその3倍ぐらい費用がかかります。ということですので、まさか自分の費用を投じて捨て猫をどんどんやりたいという人はそんなに多くはないだろうということが前提にあります。そういうことですので、こういった形でその地域の住民の協力も得ながら、この制度を進めていきたいというふうに考えております。

動物の保護団体、これについては今現在は町内に庄内アニマルクラブという任意団体ですけれども、ございます。こちらのほうで今自費を投じてそういった保護活動に一生懸命当たっていただいている団体が

ありますので、そちらを対象にしたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） そういう団体があるということは初めて知りました。先ほど課長からあったとおり、野良猫を自分の金をかけてまでやる人はいないのではないかと私も思って質問させていただきました。基本的には殺処分を回避するということですので、飼い猫はやはり一緒に生活していると、当然愛情もありますので、最後まで亡くなればそれなりの処分はされると思うので、やはりこれ見ると野良猫が中心になるのかなと思ったりしたものですから、ちょっと質問させていただきました。

最後に、副町長のほうにご質問してよろしいでしょうか。ちょっと所管に触れる場合もあるかもしれませんが、ちょっとその場合はとめていただきたいと思います。先日議会のほうに副町長が見えないということで、後からわかったのですが、向こうのちょっと遠いほうに出張なさっているということの後で聞きました。それで海外の文化に触れたということもありますので、ちょっと所見としてお伺いしたいのですが、インバウンド事業ということで、観光協会のほうに育成補助金として650万円ほど毎年交付しているようです。インバウンドといいますと、当然海外から呼び込むという理解なのですが、基本的に自分なりにはあそこたしか海外の商品を扱えないという団体であるというふうには理解をしております。そういう中で自分としては道楽なものですから、10カ国ぐらいろいろこれまで旅行させていただいたりしましたが、やはり現地に行って一番楽しくなるか、楽しくないかは言葉が通じるかどうかだと思います。そんな中で実は所管の委員会のほうでも在町外国人新事業のことについて聞きましたら、それは里帰りするときの経費だということでした。ただ、どの程度の外国人の方がいらっしゃるかわかりませんが、これがジオパークとかそういうガイドを今研修されているようですが、もし外国から来るということがあれば、そういういらっしゃる方をガイドにお願いすれば、生活を知っている方が説明しますので、より効果があるのかなと。まして女性だとすれば男女共同参画にも若干いい方向に行くのではないかなということでも考えますので。

もう一つはけさの情報なのですが、今韓国の仁川空港から秋田空港のほうに飛行機週3便飛んでいるようですが、これがいろいろ経費の関係で間もなく廃止になるというような情報もけさの段階で聞きました。そんな中でやはり秋田空港から鳥海山登山に行かれる方がかなりいらっしゃるということで、LCCということも考えればつくのですが、なかなかその実現もないと。そんな状況の中で通訳のことを聞いて大変申しわけないのですが、そういう人について、ちょっと所管に触れる内容でもありましたので、ちょっと副町長の所見を伺って、私の質問を終わります。

委員長（土門勝子君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） まずもってこのたび貴重な研修の見聞を広める機会をいただいたことにつきまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

ご案内のように観光事業による経済効果を狙いといたしまして、国のほうでもインバウンド観光、数値目標を定めて2020年には2,000万人と、昨年実績で1,974万人というぐらいの数字までもう既に高まっているという状況でございます。ただいまご意見ございましたように、今回参加させていただいたのは山形県のインバウンド誘致促進ツアー・イン・台湾ということで、昨年知事も台湾を訪問しました。そして台湾の

ほうからもエージェントからおいでいただきました。そういった中でお互いの交流、これがひとつ深まっていくことによって、大いにこの部分が活性化していくのではないかなということを感じてございます。そういった意味におきまして台湾における日本のイメージ、非常に親日的なものがございます。これらを団体、それから少人数の体験観光、教育旅行、新規誘致、こういったものに向けてやはり免税ショップということ、それからただいまありましたように、言葉の面での観光パンフレットの整備、資料等の整え方含めて、また在町しております町のほうに住んでおられます皆さんのご協力も得ながら、そういった受け入れ環境を整えていくことが今後大切になろうかなと思います。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

委員長（土門勝子君） 午後1時まで休憩いたします。

（午後零時02分）

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（土門勝子君） 予算審査に入る前にお知らせいたします。

平成23年3月11日の東日本大震災からきょうで5年目を迎えます。震災の起きた午後2時46分にサイレンが鳴りますので、それにあわせて犠牲になられた方々に哀悼の意を表して黙祷をしたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 東日本大震災より5年がたち、いまだなお見つからない多くの犠牲者、それと本日亡くなられた方に私どもも心からご冥福をお祈りしたいと思います。

昨夜ドキュメンタリー番組にて「風の電話」という特集をやっておりました。津波で大きな被害を受けた岩手県大槌町で海を見おろす高台に線のつながらない黒電話が置かれた電話ボックスがございます。線はつながれておりませんが、もう会えない誰かと会話するため多くの方がそこを訪れるというドキュメンタリーでございました。トラック運転手のお父様が行方不明になっている15歳の少年は、2度目に訪れたとき母と妹、弟を連れてきた。父について語るができなかった家族。でも、風の電話をきっかけに妹はあふれる思いでお父様に話しかけておられました。

今遊佐町はこうして自然に恵まれ、環境もよく、話題にしている一つ一つの議案も前に前に進んでおります。逆に太平洋側では今なお進まない復興と、私も菅原議員と民生委員のときに岩手県を視察させていただきましたが、土が盛られており、泥がかぶっているような状態を現実に見て、同じ日本かと思いました。

では、質問に移らせていただきます。まず第1に、40ページ扶助費、成年後見人制度利用支援費53万2,000円とございます。こちらのほうの内容とどういった支援費でございますか。それと今回遊佐町で受けられた方の人数など教えていただければ、よろしく申し上げます。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

成年後見人制度につきましては、利用される方が例えば認知や記憶等の障害にある高齢者の方でありますとか、知的障害者の方、精神障害者の方の中で本人の判断能力が十分でない場合なんか、いろんな形で福祉サービスの申請をされるとか受給をされるとか、契約業務を伴いますので、そういうことができない場合に成年後見人制度を利用しまして、後見人をつけるということでございます。その場合は家庭裁判所等に申請をして支援する人を決定するという形になりますけれども、そのためのいろんな通信運搬費でありますとか、お医者さんからの意見書ももらいながら申請になりますので、そういった手数料等が費用となって計上されております。現在利用されている方は遊佐町の中にはいらっしゃいません。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 平成24年における成年後見人関係の事件の申し立て件数は合計で約3万5,000件ございまして、同年時点での成年後見人制度の利用者は16万6,000人にも上ります。ここ数年で毎年1万人以上のペースでふえておりまして、これから日本というが遊佐町も超高齢化時代に確実に突入していきますので、今後も利用者の増加が見込まれるということでございます。しかしながら、今遊佐町ではおっしゃられたように、該当される方がいらっしゃらないということなのですが、規定の中で生活保護世帯とあと町税の税のお支払いがない方ということに項目限られてしまっていると思うのですが、使える方の規定はどうなっておりますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをします。

今の成年後見人制度の利用できる方というご質問でよろしかったでしょうか。先ほども申し上げましたように、認知障害のある高齢者の方とか知的障害者、精神障害者等の方で自己判断ができない方ということになってございますので、特に税金を納めていないとか、そういうことで受けられないという、そういう規定はございません。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） それでは、例えばひとり暮らしのお年寄りが悪質な訪問販売などによって困っていらっしゃる方が、そういう方をつけたいという相談があった場合も大丈夫ということよろしかったでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをします。

訪問販売をお断りするだけということになりますと、ふだんは実際お一人で生活をされているという判断になりますので、自己判断が欠けるといところまではいつていないかと思いますが、主治医の判断によりまして、そういった程度の少し軽い方につきましては成年後見人ではなくて、補佐人や補助人という制度もございまして、そちらのある程度軽い形での成年後見人制度もございまして、そういう方の利用は可能かと考えております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） せっかく予算がついてございますので、これからはひとり暮らしまたはお子さんたちがこちらの遊佐町にいらっしゃらなくて、あと配偶者の方が亡くなられたり、そういうご高齢の方が

ふえていくと思います。そのときに今課長のお言葉にありますように、成年後見人制度というがっちりした枠でなくても、補助人とか補佐人という要は最悪な状況になってから対応するのではなく、補助人、補佐人という制度も視野に入れて、そういう高齢の方たちや相談窓口という拡充をしていってはいかがなものかと思って、この予算もきちんとついていきますので、幅広く活用できるやり方はないのかなと思い質問させていただきました。いかがでございますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えします。

実は今回予算計上させていただいたのは、2人兄弟で暮らしている50前後の兄弟の方がいらっしゃるのですが、お一人が山容病院、精神関係で入院されておりまして、お一人は介護関係のサービスを利用中でありまして、実際住んでいる家が抵当に入っておりまして、それが回収されますと、競売とかにかかってしまいますと住む家がなくなるということがございまして、その方々に対して今この制度を利用して、何とか手助けしていきたいということで予算化させていただいたところであります。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） そういう活用の仕方でしたら、本当にこれからもぜひ町民の皆様のためになると思いますし、なおかつ精神的な障害で日常生活もしくはさまざまな困難を来してしまう場合の方たちにおきましても、最終的にいろんな悪徳商法に契約してしまったりとか、あと日常生活でちょっとした生活が困難になった時点でご近所のほうでお気づきになったり役所のほうに相談したときに、ぜひ受け皿として町役場の行政のほうで対応していただく。または民生委員の方たちもおりますが、やはり民生委員の方たちの、私も菅原議員も経験したのですが、とても厳しいところが、かなり突っ込んだところには民生委員としては入っていけないのでございます。それがやはり行政マンとして役場の方たちはきちんとした知識を持った方たちがいるので、やはり頼りにする、頼みの綱というところなので、今回の後見人制度に私も光を当てたかったのは、遊佐町ではきちんとしたこういう制度を活用し、予算をつけ、そしてこれからの時代はなおかつ高齢化社会に入るといことは決まっておりますので、子供の教育も大事、インバウンド観光も大事、しかしながらこういう高齢の方たちのサポート、ケアというのもとても大事だと思います。後見人制度も活用しながら、さまざまな補助人とか介添え人というお言葉がございましたように、しっかりした枠組みの中でもなおかつちょっとそこまではっていないのだけれども、もうちょっとのところで危ないなとか、そういうイ工口カードが出たところにいかに手を差し伸べてあげられるかがこれからの自治体は重要だと思います。というのは、大きな市とか10万人都市とかではできないことが、この遊佐町ではできます。今おっしゃったようにきちんと細かいところまで課長のレベルで把握なさっているということは、私はすばらしいことだと思います。来年度につきましても、この予算も大事ですし、またご検討願えればと思います。

次に移ります。同じ40ページの日常生活用具給付費という点です。こちらのほうの内訳、大体でよいです。内容等をお願いいたします。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えします。

障害を抱える方の日常生活用具給付費でありまして、総額487万円の予算化をしておりますが、利用さ

れる方については対象が人工肛門をつけている、ストマーというやつですけれども、それをつけている場合。あと障害があつて寝たきりの方でおむつを使用するときのおむつ支給。それから、痰の吸引として呼吸器系の障害がある場合にそれを利用されますので、そのための費用。それから、特殊寝台といって介護ベッドでありますけれども、そういったものを利用しなければ生活できないという障害者の方用。それから、今現在利用されているものでは情報通信支援という形で、視覚障害者の方々が会話をしたりする場合にパソコンにアプリケーション、パソコンのソフトを取り入れましてパソコンを通して会話をしたりするという形のソフトの代金等もこの給付費の中から支払いをしているところであります。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

単純な質問なのですが、これを申請するに当たってはたしかご病気の方とか体に不自由な障害を患った方というのはなかなか庁舎に来るのも大変だと思うのですが、ご家族とかあとヘルパーさんとか第三者の手続でも遊佐町の場合は大丈夫なシステムになっておりますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをします。

当然お一人で役場にいらっしゃられない方が必ずいらっしゃいますので、そういう場合は介護されている方とかご家族の方から申請を受け付けをしております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） どうしても書く書類が多かったりとか、それは行政としてきっちりやらなければいけないことで十分わかっているのですけれども、なおこちらのほうの対応するときにもそういう障害者の方たちの立場になっての対応をお願いできたらと思います。

次に移ります。同じ項目で金額が若干大きいのですけれども、自立支援介護等給付費というところお願いいたします。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをします。

自立支援介護等給付費の内訳でございますけれども、先ほど来申し上げておりますが、障害者の方が介護保険と同じように在宅でそういった介護関係のサービスを受ける場合、障害者の自立支援給付という形で支給をされておまして、例えば居宅サービス、ホームヘルプサービスもそうですし、ショートステイと言われるような短期入所、そういうものとか施設入所のサービスとか、障害関係の施設でありますけれども、そういったサービスを利用する場合の給付費がここから支払いされておりますけれども、加えまして障害者の方が生活訓練費としまして生活訓練や就業移行支援等、そういった形の支援に係る給付も含まれているというものになっております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

現実問題申請に当たったり、町民の方がご来庁なさったときに、例えばこういうことで申請したいのだよとか、こういうことがあったのだというときには、窓口のほうで対応なわけですけれども、その担当者というものは、その人について1人につくというやり方ではなく、やはり項目ごとにみんな担当者がばら

ばらというやり方でございますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをします。

今現在健康福祉課内に福祉子育て支援係がございまして、そちらに福祉専門員、障害者専門員が1名いらっしゃいます。あと障害担当がもう一名おりますので、まずは2人で手分けをしながらそういった受け付け業務をして、それぞれ上のほう、国、県のほうに申込業務をしているという状況であります。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 大体役場に相談来られる方というのはとても障害のことで悩んでいたりとかが、あと通常の精神状態で来れなかった場合もございまして、できましたら、例えばこの方はこの方というふうにサポート体制をしっかりとっていただいて、対応の仕方は今の現行どおりで構わないのですけれども、そこのお心配りのほうをしていただけたらと、私個人的には思います。それでそういうちょっとした気持ちの遣い方で町民の方からもやはり申請するにも何をするにも、行政側にすればルーチンワークでこの書類に書いて、この書類に書いてこうしてというふうに流れはきちんとわかっていらっしゃるにしても、申請する側やそれに対していろんな給付を受けたりしてもらおうほうとしては、その立場に立ってみるととてもデリケートな部分と申しますか、やはり言葉はちょっと悪いのですが、好きでそういう病気になったり、好んで障害になったりするということではございませんので、ぜひ今回ちょっと数字の面とはまた違うのですけれども、そここのところも、今もきちんとできておるのはわかっているのですが、さらによりしくお願いしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えします。

町の中では障害の関係の事務について福祉子育て支援係でも行っておりますけれども、実際相談業務につきましては相談支援事業所のあおぞらさんでありますとか、詳しいやっぱりサービスの内容どうしたらいいかとかということが町の職員で対応できない部分もございまして、そちらのほうで委託費を払いながら相談をしていただいていることもありますし、医療的な面から言えば健康支援係もございまして、そちらのほうでも電話対応していたり、あるいは相談業務で役場に来れない場合は保健師と福祉サイドの人間が2人一緒になって訪問して相談を受けることもやっておりますので、なるべくそういうふうなことには配慮しながらやっているところであります。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） ありがとうございます。とても安心いたしました。

次、移らせていただきます。同じ佐藤課長なのですが、42ページの保育園の現状でございます。ただいま保育園に落ちたのは私たちですと、都会のほうでは保育園に入れない児童を持つ親御さんたちが大変苦しんでいらっしゃいますが、遊佐町におきましては、形式的で申しわけないのですが、今待機児童のほうはどのくらいでございますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えします。

今のところは待機児童はいない状況であります。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） もしマスメディアの方がいらっしゃってくれば、このところを切り取ってもらって、ぜひ夕方のニュースで流していただきたいぐらいの気持ちでございます。

それで42ページにおきまして、職員の給料など出ていますが、嘱託保育士とあと正職員の数をトータルでいいので、教えていただけますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えします。

職員については園長さんを除きまして3園で12名、嘱託保育士さんは16名、プラスして臨時の保育士さん、補助者でありますけれども、9名の方がいらっしゃいます。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 遊佐町は子供の教育、子供の保育に手厚い町ということで近隣市町村からもよくお褒めの言葉をいただきますが、保育園の先生たちの人数というのは、今これで足りているという認識でよろしかったでしょうか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをします。

今のところは有資格者の配置数で決まっておりますので、職員数と嘱託保育士さんの人数で保育しなければいけない基準数は満たしている状況であります。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 安心いたしました。実は私も遊佐町立保育園に2人の子供を預けて働いた母親でございます。遊佐町立保育園におかれましては、町内の保育園におかれましてはどこの園もきちんと四季折々の行事を重んじ、子供たちを伸び伸び保育させていただきました。今まさに保育園の問題が大変重要な課題となっておりますけれども、きょうは保育園に入れないとか保育園がお母さんたち、お父さんたちにとっても今これからどうなっていくのだろうという気持ちある中で、ぜひ保育園側の職員の方たちの奮闘や努力にも目を向けたいと思い、この質問をさせていただきました。保育園の先生たちも日々とても奮闘していらっしゃいますし、これから無料化に向けてなのですけれども、やはり母親としては大変ありがたいことではあるのですけれども、今度無料化だからといって預けるとか、あと土曜日、自分が例えばお休みだったりするときに、保育園に連れて行って自分のプライベートな時間をふやす、それもいろんな意見がございますので、そういうのはだめだとかいいとかいうことは論じたくはないのですけれども、一般的に保育園がどうしても足りないとか保育園のほうの資質がとか、一生懸命頑張っている現場の方たちがどうもなかなか光を当てられていないかなと私が思ったので質問させていただきます。

課長にお聞きしたいのは、今の現状で話せる範囲でいいのですが、何かちょっと抱えているような、この人数では大丈夫なのですが、ございましたら、一言お願いいたします。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えします。

実は保育士の人数は基準がありまして、ゼロ歳児3人については保育士1人、1歳から2歳児6人に対して保育士1人、3歳児から4歳未満については20人に対して保育士1人、4歳児以上につきましては

30人に対して保育士1人という形になってございますので、まずその分については今のところ保育士の有資格者の人数は満たしてございますが、実は障害を持っている児童の方とか入る場合は、それに1人が必ずつきっきりになるという形もございます。ですので、もしそういう方が、今もおられますけれども、急に入所されるということになりますと、おのずと1人不足してくるとかという事態が生じますので、その都度囑託の方や臨時の保育士さんを探すという形になってございます。ですから、予定して入る方もいるかもしれませんが、なかなか急遽入る方もいらっしゃると思いますので、その場合には非常に保育園のほうで困ると。その方につきっきりになりますと、ほかの保育がおろそかになったり、あるいは土日休むところを休めなかったりということで、ローテーションを組んだりすることが非常に困難になることが予想されますので、その辺は非常に苦慮しているということもございますが、今の現状では遊佐の保育の場合は結構恵まれている現状があると私は個人的には思っておりますし、若いお母さん方でありますと、本来の保育所の目的というのは、保育に欠ける場合の保育ということで、そのときに預かるということになってございますけれども、何でもかんでも保育園に預けて自分たちは遊びに行くとかという、中にはそういう方も見られる状況もありますので、保護者の方にもお願いをしながら、なるべく家で子供たちを見れる場合は見ていただきたいということで、どうしても保育に欠ける場合については保育園のほうで面倒を見る、保育をするという形にしていきたいと思っております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 言いづらい現状を教えてください、ありがとうございます。決してたくさんの方がそうであるわけではないのですが、例えばたった100人のうち1人だけがそういう行動をとってしまう方がいたときに、ほかのお母さんたちが預けるときに本当に仕事なのか聞かれた一言がちょうど心にぐさつきたりとか、現実そういうことがございます。人間関係の中でボタンのかけ違いということが一番残念ですので、これだけ保育園の先生たちも現場で頑張り、園長先生たちもそれぞれの保育園で奮闘している現実を我々母親もきちんと見据え、決して要求ばかりするのではなく、自分たちも町民として何ができるのかをこれからは模索していかなければ、予算が少ないからこれはというところだけ着眼点ではなく、私も精査させていただきたいと思っております。

私もこちらに15年前に移住してきたのですが、そのときにこちらの保育園で驚いたことが、熱のあるお子様をすぐに帰すのではなく、お母さん仕事だからちょっと今来れないからねと、園長先生がおんぶしておりました。おんぶしてこうやって家庭的に見てくれる保育園、都会にはあるのかなと思ったときに、例えば都会のほうはシビアですので、37度になったらすぐもう帰しますとか、とにかく規定がたくさんございます。規定の中で動いております。しかし、この遊佐町は本当に心の規定がありますので、私はそういういいところはぜひいろんな決まりがあつてきちんとやっていかなければいけないこともたくさんあるのですが、これから現場で頑張っている方たちの気持ちも酌みながら、私もこういう予算のほうを見ていきたいと思っております。

次に参ります。最後の質問になりますが、今度は私も動物とか子供にしか力を入れていないのではないと言われることが多々あるので、ぜひ私たちの大先輩で今までの遊佐町を支えてくださった高齢者の方たちというか、人生の先輩たちに関するお問い合わせというか、結構聞かれることがございますので、総務課長のほうにお聞きしたいと思います。

各体育館などでゲートボールや使用料などを使って皆さん集まって懇談していたりするときの使用料は、今歳入としてどちらの枠のほうに入っているのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えいたします。

町としてはいろいろな施設を開放しながら使用料をいただいているという状況でございますが、さまざまな各課所管の施設につきましては、事項別明細書の15ページのところに使用料というようなことで一覧といいますが、それぞれの使用料の歳入を予定をしているところでございます。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） ありがとうございます。15ページのほうの3番のところでございますね。こちらのほうで私がお聞きしたところによりますと、例えば菅里体育館を使うときに老人会の方が100円ずつ集めて、それを生涯学習センターのほうにまとめて持って行かれるということなのですが、そういうシステムでございませうか。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） それぞれの施設があつて、それぞれの所管がありますので、いろいろ納入のあり方、いわゆる使用料の納入のあり方というものは違ってございます。所管はその施設は教育委員会ということにはなりますので、正確なところは教育委員会のほうの所管での確認をお願いしたいと思います。学校施設につきましては社会教育係のほうで収入等々の対応をしていると。それから、スポーツ関連施設については指定管理ということもありますので、指定管理団体のほうでの対応をしているというふうにしてお聞きしております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。それでは、後ほど所管のほうにお聞きしたいと思います。

この3万円という額なのですが、極論ですけれども、これはどうしても集金しないといけない金額でございませうか。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 各種使用料につきましては、町の例規等に定めてあるものでございますので、その規定に基づきまして、対応させていただいているということでございます。

委員長（土門勝子君） 使用料については所管でございませうので、2番、別の質問を。

2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 大変申しわけございませぬ。失礼いたしました。

では話はここで終わりますが、なぜこのことを申し上げたかといいますと、使用料は所管なのですが、条例の件で総務課長のほうにお話ししたかったことがございまして、要は高齢者の方たちが毎年毎年高齢になっていくのですけれども、自分たちから100円集めて、これまとめて生涯学習センターに持っていくということがとてもとても大変だというお言葉でしたので、もしこれからそこが簡素化になるのであれば、例えば75歳以上の方は100円というのは免除になりますよとかという条例の改正とかはこれから改定できるものでございませうか。やはり菅里体育館で集まったりゲートボールをなさったり元気な高齢者というのが遊佐町のこれからの財産だと思います。結局自分たちのグループで計画立ててきちん

とそういうふうにゲートボールをしたり、例えば体育館に集まったり、そういうチームワークよく動いていらっしゃる方たちは私もたくさんお目にかかるのですが、そういう方たちがいつまでも元気でいてくれれば結局寝たきりになったり認知症になったり後見人制度使ったりとか、負のスパイラルにはいかないと思います。そういうちょっとしたことなのですが、本当に100円を集めて8人分、800円を持っていくということが、多分とてもストレスになっていらっしゃったりとか、そこをもし条例をかえることで軽減されるのであれば、ぜひ遊佐町ではまた違った意味での行政改革というところに着手したということにはなるのかなと思った次第でございますが、総務課長のご意見はいかがでございますでしょうか。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

年齢が高くなって、でも生き生きと暮らす、活動をしていくと、毎日の生活をしていくというその手だての一つということで、いろんな場面で集まって会話をする、あるいは体を動かすと、そういう場を町の施設を利用して役立てていくというようなことかと思っておりますけれども、その際にそういう施設を利用したときに、ある一定年齢以上の減免が可能であるかどうかと、こういうお話ではないかというふうにして思いますが、もちろん減免の考え方にもよるわけでありまして。一定の年齢以上の部分についてはいろんな要素も加味しながら減免をしていくというようなことで、これまで減免ということになると教育的な配慮の部分での減免がかなり規定上はあるようでありまして、そういうことを考慮するというのも一つの検討課題であると思っておりますし、もちろんそれは最終的には条例あるいは例規あるいは取り扱い要領というようなところの中で一定の決まりを組み入れていけば、そういう対応は手法的には可能ではないかというふうにしております。

ただ、それぞれ所管の抱えている事情が当然ございまして、ここで一律にそれができるといようなことまではなかなか申し上げづらいところもありますし、そういうことを行った場合の影響額あるいは他の利用者との均衡、そういうものも当然考えていかなければならないのかなというふうにして思っております。ただ、それぞれの所管の中で個別ばらばらに検討するということだと、なかなか全体的な町としての調整がつけづらいのかなというテーマでもあろうかと思っております。

話はちょっとそれですが、消費税の改定があったときに5%から8%、平成26年の4月1日から改定になったときに使用料、手数料等の全面的な見直しをさせていただきました。その際に上がったもの、上げなかったもの、こういうものがあるわけでありまして、全部で該当するものについては100ぐらいの例規にかかわっております、これとても一つの課で判断をするというようなことはできませんでした。なので、その場合については一定の調整会議的なものを開いてございます。当然これから29年に予定されます消費税の改定ということも政治日程には上がっているようでございますが、そういうことの中では当然また同じような検討をする必要が出てくると思っておりますし、そういう中で使用料の部分についての一つの課題として協議のところへ上げていくということは可能ではないかというふうにして思っております。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） これが新人半年の拙さとベテランの行政マンとの違いでございます。すばらしい回答ありがとうございます。

私は本当に一つ一つ町民の方たちの声に応えるべく日々、ちょっと骨折しながら頑張ろうと思っております。

ます。ただ、本当に小さなことなのですからけれども、今すぐできないことばかりで、おっしゃるように理路整然と言われればぐうの音も出ないのでありますが、ただわずかな望みとしては、できませんと言われなかったところが望みでございます。やはり一番人間しんどいのができませんと言われてしまうと、もう何も言えなくなってしまうので、本当に町民のバランスとかさまざまなことを考えながら、これからもやっていきたいなと思っております。

そして今回は逆視点で3万円の歳入が必要なかどうかという論点で私は話してしまったのですが、要は遊佐町のために真面目に働いて固定資産税を払い、税金を払い、そして65になり、75になり、85になっている方たちがやはり素朴な疑問で、松永さん100円としてもおら方から取らなければならないのかのと言われてしまうと、確かに私も私なりに。それも実を言うとあぼんでお会いした方に問いかけられた次第でございます。ただ、やはりあぼんに来て、あぼん西浜、あのすばらしい温泉で自分たちは若い人に迷惑をかけないように日々これでも頑張っているのだよという声を聞くと、すてきな話を聞いたなと私は思ったり、そして今課長がおっしゃったようにすぐにはできないかもしれませんが、検討のその棚に上げていただけるという言葉でとてもきょう勇気を出して発言してよかったと思います。というのは、実は所管でないというルールはわかっていたのですが、しかしながら、ぜひこれは今回聞いていただきたいということと、あとやはり遊佐町の中でいろんな施設があつて、いろんな集落があつて、いろんな取り決めがあつて、それをやはりこれからブラッシュアップしてまとめて簡素化にしていってということをしなればいけない時代に入っていると、日々感じておりますので、まずは体育館使用料の高齢者の方、町の子供たちや赤ちゃんや若い人のことも大事なのですけれども、ぜひこれから超高齢化時代に入りますので、どんと来い、高齢化時代みたいな感じで、遊佐町はどんどんアグレッシブにやっていけたらなと思っておりますが、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。ちょっと時間がまだありますので、ぜひまた回答をいただいで、それで終わりにしたいと思っております。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 同じことの繰り返しになりそうで申しわけないのですけれども、全体的な調整をこれからそれぞれの所管の見解もあろうかと思っておりますので、確認をしながらさせていただければと思います。

委員長（土門勝子君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 以上です。

委員長（土門勝子君） これで2番、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） それでは、私のほうから平成28年度の予算について質問させていただきます。

64ページ、款土木費、項都市計画費、目公園費、節工事請負費、摘要、公園整備工事費1,600万円が計上されております。本事業は2013年度に計画された都市公園、河川公園再整備建設に基づき最重点公園より順次取り組まれている事業であると認識しております。平成28年度におけるこの1,600万円の公園整備工事費のうち、事業が繰り越しとなっております吹浦児童公園の整備事業費はいかほどであるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

1,600万円の内訳でございますけれども、まず白木にある都市公園、あかしゃ公園というものがありますけれども、そこに係る費用として900万円、トイレの更新、そして危険遊具の撤去、フェンスの設置等で900万円となっております。そのほか700万円あるわけでございますけれども、そのうちの400万円で吹浦児童公園を含む公園にある小規模な遊具の設置、こちらのほうに400万円を準備しております。この中で吹浦児童公園、現在は危険遊具という形になってしまったので、全部遊具を撤去してございますけれども、そこに昨年の段階で用地の関係があつて整備を一部休んでいる状況になってございますけれども、今回はその用地に影響のない範囲で設置ができる小規模な遊具をまずは計画をしたいということから、今回この400万円のうちの一部を使って設置をする、こういう状況でございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 吹浦児童公園、この整備基本計画を見ましても、設置年数も経過年数も一番古い状況のようであります。設置されたのが昭和56年、経過年数は35年経過している。それで平成26年度において遊具が老朽化していたり、ちょっと危険性があるというので今課長から答弁いただいたように、全遊具が撤去された状況にあります。再整備を吹浦住民はもちろんのこと、吹浦保育園児も待ち望んでいる事業であります。遊具の設置を含めた事業であるということですが、この事業の平成28年度におけるスケジュールをお伺いしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

吹浦児童公園の整備のスケジュールでございますけれども、今申し上げました小規模遊具の設置のほか、先ほどもお話ししましたけれども、土地の購入、これに絡む交渉、準備交渉、そしてできれば取得、そういったところまで進められればいいのかというふうに考えております。そして29年度には町の用地として全て準備できたところに本格的な遊具を整備できればというふうなスケジュールで今のところは考えておるところでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） ぜひそのように計画的に用地の公有地化も含めて進めていただきたいなと思います。

平成27年度においては、吹浦児童公園だけではないのでしょうかけれども、アメシロを含めた害虫が大発生いたしました。利用しづらい期間があつたこともたしかです。西浜の松林近辺含めた害虫処理費、害虫対策費というのも27年度で補正予算が組まれたことから、いわゆるアメシロを含めた害虫の駆除を含め、草刈り、遊具のメンテナンス、安全点検などというのがどの公園においても重要である。適切な管理というものが求められておりますけれども、町が管理するところの都市公園、河川公園、農村公園、その他の公園という形にあると思うのですけれども、管理計画というのに基づいて管理されることを望みたいと思いますけれども、それに関してご答弁願います。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 地域生活課のほうでは河川公園と都市公園、そちらのほうを管理しておりますけれども、都市公園等公園施設点検マニュアル、これをつくっております、それに沿って職員の

定期点検、そしてトイレの清掃等を管理委託をしておりますので、その管理人から得られる情報、こういったところで遊具の故障状況、ふぐあい等をこちらのほうで状況把握をいたしまして、それに沿った保守を行っているところでございます。アメシロの被害といいますか、害虫の被害につきましても、そういった形でやっておりますけれども、なかなか発生状況というのが定まっておらず、その年、その年状況が変わりますので、それにつきましても管理人等から情報をいただきながら、なるべく早い駆除処理、そういったところに努めるという形で現在は対応しているところでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） それでは、同じ公園費に関して別の項において質問させていただきます。

公園費の中に負担金補助及び交付金として、町民協働公園づくり補助金、これは新規事業として300万円ほど予算書に計上されております。これは都市公園、河川公園、農村公園、その他の町や県で管理している以外の公園、集落の公民館に併設したような公園とか、集落内にある小さな公園を指すのだと思いますけれども、補助要綱などを見ても、遊具に関しては4分の3のマックス100万円、公園施設として花壇やフェンスなどの整備に関しては2分の1の70万円であると聞いております。この整備について今まではきらきらマイタウン事業で実施されてきたことだと思うのですが、町が管理している以外の公園の整備とか遊具に関しては、これからは町民協働公園づくり補助金によってなされるという形です。すみ分けがはっきりしていくということと理解してよろしいのか。そしてこの公園に該当する公園数というのは町内にどのくらいあるのか、把握していらっしゃるのならその公園数もお知らせいただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

きらきらマイタウンとのすみ分けについてということでございますけれども、ことしのこの新制度をつくるに当たって企画のほうと協議をいたしました。すみ分けはしない方向でおります。というのも地元で一部負担をしながら整備をする事業であるということで、選択手法を広げたという形になると思います。ただ、同じ年に同じ公園に2つの事業を使って実施をする、こういったところについてはやっぱり少し制限を加える必要があるかと、使い方によっては同じ公園で使っていよいよとなると、かなり有利な使い方と考えられますけれども、町としてはまず今回協働公園づくり補助については、とにかくメインとしては遊具設置に対して支援をしていきたいと、そういう考えでこの制度をつくらせていただいております。そういったこともありまして、まずきらきらマイタウンとすみ分けをするまではないだろうと、どちらも生かした状態で事業を進めていくと。そうすることによって例えば町のほうのきらきらマイタウンについては、一度使うとしばらくあとたしか使えないという、三、四年たてばまた状況によっては使えるのだという話も聞いておりますけれども、そういったことからいっても毎年使える事業ではないのですが、こちらで今回制定しているこの事業については、継続事業が可能です。ことしやって、また集落の予算によっては来年度も続けて整備をしたい、こういった使い方でもできますので、こういった2つの事業を準備することによって、集落が管理する公園の整備を支援していければ、子供たちの遊び場の整備が進むのかなということで考えております。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） それでは、二重で聞いてしまうようで、確認のためですけれども、この事業に関

しては多年度において重複して申請し、補助事業を集落で展開することが可能と理解してよろしいわけですか。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今言いましたように、同一公園に対しては2つの事業を一緒に行うことはできないというふうに考えておりますが、当然集落で小さい公園を例えば2つ管理している、3つ管理しているということであれば、その事業の使い方としてはまたいろんなパターンができていくのかなと。何回も言いますが、同じ年に同じ公園に2つの事業を使って整備をしていく、これはできないようにしたいということです。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 了解いたしました。

次の項のほうに移らせていただきます。46ページ、款衛生費、項保健衛生費、目環境衛生費、節負担金補助及び交付金、摘要、再生可能エネルギー設備導入補助金として335万円ほど計上されております。この事業は、太陽光発電パネルの住宅への設置やまきストーブ設置の際の補助金と理解していますが、昨年度より遊佐町商工会の工業部会において軽トラ林業という事業が取り組まれております。林業におけるいわゆる川上の事業の一つの萌芽の一例であると考えます。そうなってくると、間伐した木材を里に出してきて、そしてそれをまきにするというのが軽トラ林業の取り組みであるようですが、そうなってくるとまきを利用する川下の需要の拡大というのが求められると思いますけれども、そこでまきストーブ普及に向けた取り組みと、まきストーブ導入補助金の制度の町民への周知、強化についての取り組みを求めたいと考えますが、まきストーブ導入補助金の制度内容と、これから周知に向けての事業計画をお伺いいたします。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

木質バイオマス燃焼機器導入ということで、平成26年度よりまきストーブへの補助を始めておりますけれども、平成26年度に10件申請がありました。内訳としてはまきストーブが6件、ペレットストーブが4件ございました。平成27年度、現在までの申し込み状況ですけれども、9件ございまして、まきストーブが7件、ペレットが2件となっております。横ばい状態にあります。これについてはまきストーブというのは利用についてはエアコンとか灯油の石油ストーブ、そういったものから比べますと、かなりやっぱり扱いが難しいということ、それから燃料となるまきの調達やっぱりまだ結構難しい、こういったことがやっぱり普及拡大の進まない一つの理由になっているのかなというふうに考えておるところでございます。

そこで町としてはまず課題の一つとなっているまきの調達を少しでも楽にできるような形にできないかなということで、昨年9月に立ち上げています遊佐町軽トラ林業クラブ、町内の森林整備及び木材搬出を促進し、森林経営の実現及び地域の振興に貢献することを目的として設立をされた団体ですが、この団体との連携、調整を図りながら、利用者へのまきの調達、スムーズにできるように環境整備をしていく必要があるのかなというふうに考えております。このことでストーブも普及が図られるでしょうし、まきを準備する側の需要も高まっていくのかなというふうに考えているところでございまして、ただ金額

的に結構高いストーブというふう聞いております、100万円近くかかるかなというふう聞いておまして、今現在こちらで補助しているのは、1台について上限5万円という制度でございますので、結構厳しいところがあります。そういったことも踏まえて、これからの状況を見ながら、この制度についてはまだ検討する余地はあろうかと思えますけれども、ただ町としましてはとにかく今後もエネルギー需給計画に基づいて広報やホームページを利用しながら、太陽エネルギー、そして木質バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーを利用した設備の普及、拡大に努めていきたいと考えておるところでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） そうですね、まきストーブというのはさまざまなものがあるわけですが、やっぱり高価なものだと五、六十万円から100万円する。そして煙突の工事をやるとやっぱり100万円を超えるというようなこともありますけれども、これは県でやっているところの同じようなまきストーブ導入補助金制度ありますよね。これというのはきょうの新聞にも載っていましたが、マックス10万円の2分の1、これと併用というのは、町の5万円マックスというのと併用というのは可能なですね、それお聞きします。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） この件ちょっと把握してございませんが、町のほうの補助、町を通して出すという補助制度にはなっておりませんので、県は県の段階で申請をもししていれば通っているのか、それとも町で申請をした場合、県のところではじかれているのか、その辺についてちょっと確認はしてみたいと思います。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） まきストーブの項は終了しますけれども、再生可能エネルギー関連で全員協議会のほうにも説明のあったところの遊佐ウインドファームで建設予定の3基の風力発電、これ本議会で聞こうと思ったら、答弁はきょうの山新の特集に載っていたようですが、県からの事業の申請の進捗状況、そして遊佐ウインドファームからの事業計画の進捗状況等報告があるようでしたら、ご報告願います。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

株式会社遊佐ウインドファームが今建設を進めております西遊佐に設置をする3基の風力発電施設、この事業の関係については平成24年に遊佐町に西遊佐風力発電事業に関する協力の申し入れということで、こちらに関係業者からおいでをいただいています。そこから町の関係が出てきているわけですが、その後25年には環境影響評価、本来であれば発電能力からいくと法で定められた範囲ではないのですが、法に準じた形で環境影響評価をやったほうがいだろうという県からの指導のもとで環境影響評価を行っております。それをずっと行ってきまして、ことしのというか先月の2月の16日、公園法の許可も含めて全て法手続は終わったというふう聞いております。今現在の状況ですが、今は実際に今度工事をことしの7月から始めたいというふう考えているようでございますので、工事に向けた地元との調整を行っているようでございます。発電そのものについては29年の7月には発電をしたい、そういったスケジュールであることを聞いております。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) 了解いたしました。この風力発電も以前は環境保全とか環境問題の向かい風だったのですけれども、ちょうど5年前の3.11以降、原発の事故もあったせいで風力発電に関しては逆に追い風になって、遊佐町の取り組みというのが評価されているところだと思います。

次、移らせていただきます。65ページ、土木費、住宅費、目住宅建設対策費、節負担金補助及び交付金、摘要、持ち家住宅建設支援事業補助金3,000万円ほど計上されております。平成27年度も3,000万円でありました。昨年度と同額の予算計上ではありますが、補助要綱の中の改定はあったのでしょうか。

委員長(土門勝子君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えをいたします。

持ち家住宅建設支援金事業、これにつきましては町民からかなり好評を得ておりまして、毎年かなりの件数申請を受けておりますけれども、今お話にあった昨年度のプレミアム事業ありましたけれども、ああいった形の事業、それを取り組む上で何か新たな制度となるのか、それとも要綱の改定になるのかという形になろうかと思っておりますけれども、新たな制度としてはつくらない。現在の持ち家住宅建設支援金事業の要綱を一部改正をする、こういう形で進めていきたいというふうに考えております。その中身としましては、下水道の接続工事、これを含む場合は対象事業100万円までを20%、補助金としては上限を今100万円にしておりますけれども、そこは変えない。ですので、下水道工事を含む少額の工事であれば、対象事業100万円までは20%もらえるような形になりますので、これまでよりも簡単に計算すれば100万円の10%、10万円余計補助が出る、そういう形になろうかと思っておりますけれども。ただ、100万円上限ですので、残り上のほうについては、100万円を超えた部分については今までどおり10%の補助、こういった形で合わせて上限100万円、そういう制度にする予定で、今回の予算が通った後には広報等を行いながら周知を図り、この事業の普及に努めていきたいというふうに考えます。

委員長(土門勝子君) 4番、筒井義昭委員。

4 番(筒井義昭君) 平成27年度の9月議会において、やはり昨年先行型で実施されたプレミアム住宅リフォーム補助事業、あれ総額が1,000万円だったと思うのです。そして100万円までの事業費においては20万円の補助を出すという、下水道に接続する工事としては非常にいわゆる使いやすい、そして補助率も高い事業だったものですから、ぜひ町単の事業として取り組んでいただきたいという9月に申し上げ、予算書が届いたときに、そういうふうな小規模リフォームプレミアム事業みたいな項がなかったものですかから大変心配して。ですけれども、やはり持ち家住宅の要綱を変えて、そしてそういうふうな適応も、そういうふうな補助の受け方もできるようになっているということは、本当にありがたいな。前向きに予算化してもらって、ありがたいと思うのですけれども、昨年度は小規模リフォームプレミアム事業というのは1,000万円の予算だったはずで。当初予算、持ち家のほうの本予算は3,000万円、そして9月議会だったと思います。2,000万円ほど補正をしているわけです。そうすると、昨年度の場合はまだ決算が出ていないので、はっきりとしたことは言えませんが、3,000万円プラス2,000万円プラス1,000万円という6,000万円の持ち家に関する事業費だったわけですから、当然ことしもそのぐらい需要が、いわゆる補助申請をして住宅をリフォームするという需要はあるのかと思っておりますけれども、これはやっぱり事業申請等があった場合は、それなりの補正で対処をするというふうな考えで私たちは理解してよろしいのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

先ほどお話ししたように、対象事業費が100万円までは2割、これまでの下水道事業を含む、下水道整備を含む申請件数、これが何件あったかということになるわけですが、これまでの実績を見てみますと、平成26年度で下水道合併処理浄化槽を含む申請件数が45件ございました。27年度ですけれども、27年度では43件、それにプレミアムで下水道が絡んだものが10件ですので、合わせて53件。つまりは大体50件から60件弱ぐらいの申請がされている、こういう状況でございます。

こういったレベルでもしいけばどのぐらいふえるのかということになるわけですが、この段階で10%の補助は出しているわけでございますので、この状態で申請もしことしも来るのだとすれば、大体500万円から600万円ぐらい、そのぐらいの増額。要は1件10万円のプラスと考えれば、そのぐらいの増額にはなるであろうというふうには推測しているわけですが、ただ今の委員からお話あったようにして、3,000万円があつて事業の中身がこういったプラスできるような事業に改定になっていますので、その予算はということになるわけでございますけれども、これにつきましては柔軟に対応していきたいというふうには考えておるところでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 柔軟な対応をお願いいたします。

産業課のほうに移りたいと思います。56ページ、農業水産業費、項水産業費、目水産振興費、節負担金補助及び交付金、摘要として山形県水産物直売トライアル事業負担金、こちらのほうが13万3,000円ほど計上されております。この負担金の事業内訳を説明願います。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） お答えします。

山形県水産物直売トライアル事業負担金13万3,000円でございます。県漁協が実施する庄内浜産の水産物、これを内陸部での販売及び情報発信活動に対する支援を通じて、庄内浜産水産物の県内消費拡大及び漁業者の所得向上を図ることを目的。あともう一つの目的として、県沿岸2市1町が連携協力して来年度開催される全国豊かな海づくり大会、これをオール山形で進めていこうということを目的にこの事業をスタートさせております。総事業費の2分の1に対して県と市町の負担割合を2対1としまして、県が3分の1、市町が6分の1の補助率で支援する事業であります。実際の事業は今年度から始まっておりまして、2市1町の負担は平成28年度からということでございます。今週の3月12日土曜日、9時半にオープン予定でございまして、山形市の城西町にありますコープ城西センター内で営業を始めるということでございます。スタッフにつきましては、地元スタッフ3名とあと県漁協の職員が1名当たるということでお聞きしてございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ関心があつたものですから、ホームページのサイトのほうを見せていただきました。3月の12日、山形県の山形市にあるコープ城西店内に、今までですとトラックを改造したような移動販売的な、移動販売車よりは大きいですね、イベントなどに来てくれていた魚丸君という移動トラックがあつたわけですが、今回のやつはコープというスーパーの中に常設の店を出す。それを経営

するのは県漁協である。そしてオープンをあしたになっている。ところがこのチラシを見ると、下のほうに鼠ヶ関港、由良港、酒田港までは書いてあるのです。残念ながら私の地元の吹浦港は掲載されていない。そうすると、負担金の13万3,000円というのが負担金総額のうちの何%かは知らないのですけれども、13万3,000円の負担金を払って、港の名前すらも載せていただけないというふうな県漁協の対応。さまざま負担金というのは広域で取り組むこととか、さまざまな負担金というのは予算書を見ればこんなに負担金あるのというぐらい負担金というのがあるわけですが、負担金をやっぱり十分に負担する自治体として、その事業に対するいわゆる負担金を出した自治体に対する配慮とか対応というのは、やっぱり自治体として求めるべきなのだと思います。名前も載せてもらえないようなこういうふうなオープンのチラシでは困るなと思うわけです。この負担金、依頼されたときに断るといこともなかなかできないのかもしれませんが、それなりの配慮と対応というのを求めるべきだと思います。豊かな海づくり開催に向けた負担金というのもこれも500万円ほどあるわけです。そういう意味では負担金を負担することによる事業に対して以前観光事業において町内観光コンベンション協会に対して強く物を申したことのある町長に、こういうふうな負担金をそれなりに負担する。それに対する事業者のやっぱり対応とか配慮みたいなものについていかがお考えか。県漁協にけんかを売るわけではないのですけれども、負担金を負担する上での配慮、対応というのをやはり行政としては、自治体としてはしっかり求めていくべきことではあるなと思うのですけれども、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 負担金と自治体の関係という形の質問だと思っています。私は毎年毎年県漁協の総会にはご案内いただきますので、参加をさせていただいております。なかなか首長さん、鶴岡も酒田も忙しい関係上、副市長とか来る形はあるのですけれども、私が首長で行った場合は私に来賓の挨拶をお願いされたりするという立場もありますので、それらはやっぱり事業主体がどのように配慮するかということを経営的には考えていくことが肝要だと思っています。一例を申し上げます。庄内空港90万人のとき、この間のイベントがありました、庄内空港振興協議会の。みんな負担金を持っているのですけれども、それは鶴岡市長さんが会長なのですけれども、同じ首長でも私は首長としての扱いを受けていませんでした。それは監査役だからいいのだという形の席もそうでしたけれども、そのような配慮を欠ける団体もこれは中にはあると思います。だけれども、それについて一々ああだこうだと言っているのは広域連携と言っている中ではなかなかつながらないと思っています。

一番思いであるのはきらきら羽越観光圏、私がちょうど監査という立場でしたので、新潟支社で発表したきらきら羽越観光圏のJRの駅に、半ページに遊佐と吹浦と象潟が載っていました。あとは全部鶴岡、酒田、村上主体の記事でありましたけれども、私はこのような扱いではやっぱりにかほに申しわけない、遊佐町でも半ページで足りないでしょうということを申し述べました、総会の席で。そして次の年からはにかほ市1ページ、遊佐町1ページを獲得したような思いもあります。そのこのトップになるところがやっぱり配慮してもらわないと、その辺は、多分吹浦港をそんなに軽視しているということではないと思います。やっぱり山形県の理事も、遊佐町から漁協の理事も出しているわけですから、そんな配慮がないのではないかと思いますし、考えてみますと27年度の庄内浜のいわゆる漁礁漁港等の事業については、6割ほど遊佐町に県からいただいていたという経緯がありますので。鶴岡ではなくて、酒田ではなくて、いわゆ

る漁礁設置等の事業については、ヘッドランプ等も含めて遊佐町が6割、庄内の予算もらった経緯もありますので、それらは遊佐遊佐という形もいいのしょうけれども、広域連携の中で直していただくことであれば、そっと耳打ちをしながら直していただけるような形に取り組んでまいりたいと、このように思っています。

以上であります。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） 今委員から指摘ありましたコープ城西店にオープンする魚丸のチラシの関係でございますけれども、我々もきのう全国豊かな海づくり大会の幹事会、その場で副町長と一緒に参加しましたけれども、その場で初めて拝見させていただいた内容でございます。実際見たところ吹浦漁港入ってございません。早急に県漁協のほうに対して申し入れしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはり負担金を出すというと、その事業に関する株主なのだと思います。物言われぬ株主ではまずいと思う。やっぱり負担金を応分の負担をするかわり物も言う。そして提案もできるやっぱり株主であってもらいたいと思います、株主ではないのですけれども。

次、漁業関連でまとめて質問させていただきます。これは54ページのほうにいわゆるアワビの陸上養殖、これが610万円ほどあります。そしてアワビの放流事業補助金として10万円ほど計上されております。昨年の暮れから飼育し始められたアワビなのだと思うのですけれども、実証事業を今やっている。現在における実証実験結果というのはいかなるものなのか。そしてアワビの生存率というのはいかなるものなのか。そして610万円をかけて平成28年度はいかなる事業に取り組むか、これが1点であります。

もう一つは、これ地域生産物供給基盤整備事業負担金350万円ほど計上されておりますが、これはやっぱり吹浦漁港の西防波堤の延伸工事の県で行っている7%負担の経費だと思いますが、26年度までだと先ほど町長が答弁にもあった岩ガキの漁礁設置工事費、これが4,100万円ほど26年度まではあったわけです。実証実験も調査事業も含めて3カ年の県の事業として岩ガキの漁礁を設置する事業があった。ところが昨年度から岩ガキの漁礁の設置事業も岩ガキをふやさなければいけないとか、岩ガキ資源を何とかせねばならぬのだというような事業というのは、県でも町でも限りなく皆無なわけです。パーキングエリアタウン構想においては、遊佐町の特産として岩ガキを売り出すべきだというふうな基本計画とか報告があるわけですが、売り出さなければいけないところの岩ガキというのが非常に枯渇しているという状況において、現時点、平成27年、28年においてはその漁礁設置含めた岩ガキの増殖事業に対する支援事業みたいなものというのが実施されていないことをいかにお考えか。平成26年度まで県から一生懸命してもらったので、またお願いねとはなかなか言いづらいと思います。その事業を待っている庄内沿岸自治体もあるかと思いますが、これは順番だから仕方がないのだと言える問題ではないかと思うのですけれども、ここら辺漁業関係においてまとめて質問してしまって、質問の論旨というのが伝わらないかもしれませんけれども、ご答弁いただきたいと思います。

委員長（土門勝子君） 時田町長。

町長（時田博機君） 岩ガキの事業が26年度で終了してしまって、国の制度にもなかなかそれが上がってこなかったという経緯がありました。2月に東京にお邪魔して水産庁の幹部の皆さんと議論したときに、

TPP対策の事業として浜の活力再生プラン、藻場の再生事業等がまた新たに28年度から国の施策として地方に手挙げ方式で募集するというような話も伝えられておりますので、それらについては今の藻場再生事業と漁業者との、それから県漁協と理事とか若手の皆さんと一緒にやってそれに手を挙げていければと思っています。やっぱり町単独で事業を行う規模ではちょっと、岩ガキの漁礁づくりというのはそれはなかなか難しいということは、それは当然地元の吹浦の筒井委員ならご存じなわけですので、やっぱり国、県の事業をどうやって取り入れていくかということの課題があると思いますので、それらちょうど、つい最新情報をこの間水産庁の幹部との話し合いの中で教えていただきましたので、それら漁協の理事等と力を合わせながら向かいましようという話はしていたところでございます。それはしっかりと向かっていきたいと思っています。

残余の答弁は産業課長から。

委員長（土門勝子君） 堀産業課長。

産業課長（堀 修君） それでは、私のほうからはアワビの現在の状況についてお知らせしたいと思います。

現在は500リッターの水槽、これを3基使いまして1つの水槽は3センチのものを200個、これは昨年11月14日から飼育を始めたところでございます。あともう一つは3.5センチのものを300個、あと6.5センチのものを100個、これはことしの1月14日から飼育を開始したということでございます。現在死亡した個数といいますと、11月14日から飼育始めたものについて、要するに200個のうち2個、あと3.5センチの300個、これのうち2個、現在4個ほど死亡が確認されているという状況でございます。県の栽培漁業センターのほうからは基本生存率95%というお話をお聞きしてございますので、5%以内におさまっていれば成功の部類であるということが言えると思います。平成28年度に予算計上させていただいておりますのは、新たに漁村センターの建屋内に水槽を置いて飼育をもう一カ所始めたいということでの予算計上でございます。1,500リッターの水槽、これを15基ほど置きまして、それに伴う取水ポンプ、それから配管工事、電気工事等々を含めての610万円の工事費でございます。飼育個数につきましては、3センチの物を最大で2万個入れられるだけの水槽という内容になってございます。

以上です。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはり今までの漁業とは発想の転換というのが必要なのだと思います。県の水産物の品種別漁獲量みたいなものとか、市場に出荷する出荷量、出荷額みたいなものを見ると、ここ近年倍々伸びているのがノリ、ワカメを除く海藻なのです。自分たちはやはり海岸線で育った人間ですので、やっぱりその時期、その時期で食べられる海藻というのが夏場の一時期ぐらいはなくなるものの、ずっとある程度あるのです。モズクとかエゴとかギバサとか。そしてギバサとかアカモクというのは太平洋岸で非常に商品化されたり、地域おこしにつながっているという話も聞きます。そういう意味ではやっぱり今までの漁業ではなくて、視点を変えたところの眠っている資源というのに着目して取り組んでいく必要があるのだと思います。そこら辺は県漁協、漁業関係者、町と一緒にやって取り組んでいていただきたいと思っています。

時間も大分押してまいりました。教育課のほうに飛ばさせていただきます。76ページ、教育費、社会教育

費、文化保護費、負担金補助及び交付金、民俗芸能保存協議会負担金29万2,000円というのは、民俗芸能保存協議会の会の活動のために負担している負担金だと思うのですけれども、これに関しては配慮とか対応なんて求めるものではないです。遊佐町のあまはげ、昨年度来より話題になっていて、教育長からはユネスコの無形文化遺産登録を目指しているのだ。そのための資料映像を撮影させていただいているのだというのが、平成26年度の末から27年度の初めにかけての事業だったと思います。そして国はユネスコ無形文化遺産登録に向けて申請することを決めたというのがきのうの新聞に出ておりました。そうすると、あまはげというものをやはり発信する、いわゆる遊佐町にはこういうふうな民俗芸能があるのだよということを発信する必要はあると思います。縄文土器を含めて出土品の木製品をレプリカをつくるという話もございましたが、あまはげの女鹿集落、滝ノ浦集落、鳥崎集落のあのお面を巡回展示するという事はなかなか難しいと思いますので、レプリカをつくとまたこれも結構なお値段がかかるのだと思うのですけれども、やはり遊佐の駅の線路側に出るとすぐのところに、大きいあまはげの面を写したポスターあります。あれを町内の主要施設に張り出すとか、やっぱり遊佐町というのはあまはげの里でもあるのですよ。さまざまな里になってしまって、これは大変なのかもしれないですけれども、そういうふうな企画とかというのは必要だと思います。学術的な資料映像を昨年度わざわざ撮ったわけですから、その一昨年はお隣の菅原委員の在所である中山、樽川地区のやさらの資料映像、この行事がなくなると大変だということで、映像として残していかなければいけないということで、撮影した取り組みがあったのですけれども、それをダイジェスト版みたいな形でどこにでも、図書館でも見れるよ、まちづくりセンターでも見れるよというようなCD-ROM化して見れるような立ち上げというのは必要なのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えを申し上げます。

今お話いただいたように、あまはげについては今後教育委員会としてもいろんな場面で情報発信が必要だし、そういったPRの必要性を感じているところでございます。2月には同じくユネスコに申請をします東北地方の4つのうち3つの団体が宮城県登米市の現地の公演にあわせてそれぞれPRをしてきたということであります。28年度においては町の民俗芸能公演会において男鹿のあまはげですとか、同じように東北地区の来訪神行事について招致できないだろうかというふうなことで検討も始めているというふうなことであります。特に遊佐駅のお面のポスターあるいはお面のレプリカ等いろんなご提案もいただいたわけありますので、関係者の皆さんともしっかりとご意見も伺いながら対応をしていきたいというふうに思っております。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 最後に1点だけ。昨年の3月の予算議会において菅里歴史民俗学習館にあるところのあそこで保存している農具とか衣類とかさまざまあるわけですけれども、それを町内の主要施設や心ある商店主方にディスプレイ用として展示していただくような展示方法も公開展示のあり方もあるのではないかなというふうな質問をしましたがけれども、その後どのような検討がなされ、どこのどういう部分でネックになって実施できなかったかお聞かせ願いたいと思います。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 去年いただいたご提案であります。収蔵している物品につきましては、酒田市の資料館に貸し出しをしたというふうな実績もございます。ただ、要綱等は特につくっていませんでしたというふうなこともありまして、町内の皆さんにそういった貸し出しができますというPRもしていできてしまったところでもあります。そうした意味では要綱等を設置をしながら、今度はPRに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長（土門勝子君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これで最後にさせていただきます。

あそこに収蔵されている収蔵品は、稲作文化や雪国北方文化を紹介できる貴重な収蔵品があるかと思えますので、ぜひ多くの皆さんの目に触れるような形での展示の仕方とか公開のあり方というのを検討していただくことを再度お願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

委員長（土門勝子君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 現在菅里の歴史民俗学習館につきましては、収蔵している物品が大変多くて、言ってみれば詰め込んでいるというふうな状況でもあります。ですので、今後の活用につきましても十分に友の会の皆さんともご相談をしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 地域生活課長より答弁漏れがありましたので、許可いたします。

川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 先ほどまきストーブの導入補助金制度で県の制度と併用は可能なのかというお話でしたけれども、調べましたところ、県の再エネ補助と併用が可能であると。町、そして県ともに3分の1以内の補助、県は10万円上限、町は5万円上限というふうになります。

以上でございます。

委員長（土門勝子君） これにて4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

休憩をし、東日本大震災で犠牲になられました方々に心から哀悼の意を表し黙祷を行いますので、時間までにご着席、休憩をお願いします。

（午後2時41分）

休

憩

委員長（土門勝子君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後3時）

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） それでは、私のほうからも質問してまいりたいと思います。適時に終わりたいと思いますので、時計の針のコントロールはしないようよろしくお願いいたします。

最初に、総務課のほうにお願いいたします。79ページに諸支出金がございまして、防犯灯の設置工事の予算が出ております。この内容についてよろしくお願いいたします。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

防犯灯関連の予算についてこのところに計上させていただいておまして、集落内の防犯灯につきましては集落の中で維持管理をお願いをしているということと、通学路につきましては町のほうで対応ということでこれまで進んできたわけでありまして、ここにのせてあります工事費については、町のほうの通学路関連の防犯灯の工事ということでございます。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 防犯灯につきましては、当部落もLED化を行いまして、かなりのやはり電気料の削減ができております。最初のもくろみよりも安く上ってびっくりしているのですけれども、どんどん町内防犯灯関係はそのように、LED化を目指していただきたいと思うのですけれども、今のところどのぐらいのカバー率なのでしょうか。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 近年のLED化ということで、各集落でLED化にする際に町のほうで助成を出しておるわけですが、昨年申請あったものについてほとんどLED化をするということでの申請をいただいております。そういったものを全部合わせますと、きょう現在ということになりますが、通学路も含めて大体2,094灯ほど防犯灯あるわけですが、そのうち更新について898、それから新規について112ということで、これがほぼ全てLED化になっているということから見ますと、防犯灯総数の約4割強、42%ほどの防犯灯がLED化になっているという計算になるかと思います。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 大分LED化も進んできたようです。明るいですし、本当に電気代がかなり節約されますので、いわゆる防犯灯管理委託料についても削減していけるのかと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。この項はこれで終わります。

67ページのほうに戻しまして、災害対策費の中に防災会議委員報酬と、それから国民保護協議会委員報酬等々の計上がございます。今般の津波想定もまた変わってまいりましたので、新しい防災マニュアルがつくられてくるかと思いますが、その辺の内容について今のところの状況をお伺いしたいと思います。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えいたします。

津波想定、それから被害想定という形で一昨年の8月に国から波打ち際における津波の高さが従来のものと変わるということで、その影響について県のほうで検討委員会という形で設置をしてきたところがあります。そこで波打ち際までは国のほうで想定をしておったわけですが、それ以降の陸地に入る部分というようなことで津波浸水域等々、それから被害想定についても試算をしたという状況になるわけがあります。単純にいきますと、津波の高さが高くなって、津波の到達速度が速くなると、こういうことでとりわけ遊佐町では鳥崎地区については14.9メートル、最大の津波の高さが着くぐらいの想定ということで、そして到達速度は9分ということで、これまでよりも大幅に早く到達をします。この到達速度の見方については波打ち際20センチぐらいの変動があった段階の到達速度だというふうに言われていますので、それ以降高い波が押し寄せてくるというような状況かと思っております。

それでこの想定を踏まえまして、当然津波浸水域も変わってきますし、到達速度も変わっておりますが

ら、課題を明確にしながらかん災計画を検討し直さなければならないという状況に今あるわけであります。県のほうでは3月の段階で国のほうに計画を上げまして、確定するのが今年度内に確定をして、それ以降地域に説明に入るといような予定で今進んでおりまして、このことをもとにしながら遊佐町の防災計画、あるいはハザードマップ等々の印刷、今回の予算のほうにも出してありますけれども、ハザードマップの作成料といようなことで予算を計上をしてございます。一番懸念されるのは、やっぱり避難路の確保といようなことで早く来ますので、速やかにまず避難をすることが被害を少なくする一番の要因であるといようなことで、県知事もこの前の委員会の報告を受けた後の記者会見でもそういうふう述べておりましたけれども、これはそのとおりだといようなふうにして思います。

これまで遊佐町の津波の関係での避難場所、各集落に出向きまして避難路の確認と避難場所について決めてきたわけでありますけれども、これまで一定避難場所の高さについては20メートル程度、さらにまたそこよりも行きどまりでない場所を想定をしながら、これまで地域と積み重ねてきたわけでありますけれども、なお速さが速くなるということになりますと、避難路をどういような形で確保していくか、安全に避難をするルートをどう考えたほうがいいのかといようなふうなことで、さらにまたその課題を明確にしながらかん対応しなければならない状況となっております。

委員長(土門勝子君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 被害想定、浸水域は前よりもちょっと後退したものの、到達時間が早くなったといことでの答弁でございました。そういうことで後段のほうに委託料、設計監理委託料、それから吹浦の防災センターの工事費等の予算計上がございます。それを加味しての今回の予算計上であるのか、その内容についてもよろしく願いたします。

委員長(土門勝子君) 菅原総務課長。

総務課長(菅原 聡君) 今回災害対策費のほうに計上いたしました委託料1,407万7,000円でございますが、この中に施設整備関連の設計監理等の委託料が多く入っております。防災行政無線の関係では更新計画ございましたものについての設計監理の業務委託、それから防災倉庫、これは既に今吹浦と、それから稲川のほうには防災倉庫が完成しましたが、来年度におきましては4カ所、残りの4地区について防災倉庫を建てていきたいと、こような考え方ありますので、その設計監理の部分といことでございます。さらに吹浦地区の防災センターにおきましては、外構工事が来年度予定をされてございますので、その設計監理料といようなことで組み入れておきまして、その中の今申し上げました委託料全般の中の一つとして、津波ハザードマップの作成委託料といようなことで400万円をこの中に組み入れているものでございます。

津波のハザードマップ作成については、今県のほうの委員会で示されている地図、いわゆる浸水域についてはかなり小さいといいますが、どこまで入るのか、道路はどの辺まで入るのかといところまではまだデータとしてはいただいておりません。大きな中でこの区域だといことにはなりますが、今後避難路等々の関連から申し上げますと、一体では自分の家の近くはどの程度まで来るのかといような、少し詳細な部分のハザードマップの作成が必要ではないかといところまで検討しているわけでありますけれども、そのハザードマップをつかっていきたいといことでございます。

県の土砂災害警戒区域のハザードマップもありますけれども、あれにはかなり詳細にそのエリアのいわ

ゆる土砂災害の警戒エリアというものが示されてきておりますので、その例を参考にしながらもハザードマップをつくっていききたいと、そしてまた全戸配布をしていききたいと、こういう考え方であります。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） ハザードマップはよろしいわけですがけれども、なかなか詳細について家にいるときに災害が来るとも限らず、いわゆる危険地帯に立ち入っているときに災害が起こるという可能性もございます。そういうことで今海拔何メートルという看板を各集落の目立つところにあるわけですがけれども、その辺とあわせて本当にそこにいたらどこに逃げなければいけないというような、そういうことも今後必要になってくるのかなというふうに考えております。

それと一緒に各集落、集落で自分たちの住んでいるところはというふうには危ない、津波だけでない、今度鳥海山の噴火の問題もありますので、そういうことも加味した上でのハザードマップが必要になってくるかと思っておりますので、その辺の手当てもよろしくお願ひしたいと思います。

今お話の中に出てきました災害時の備蓄資機材庫の倉庫がございます。町で整備する分と一緒に、今あちこちの公民館新築の中でも備蓄ということが進んでいるようであります。災害のための備蓄としてどういうものが適正なのかということを経済課危機管理の中で考えておられるのか。それから、公民館となれば企画も関係してくるのかと思っておりますけれども、その辺の考え方について答弁をお願いします。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 今年度まで各地区で整備を進めてきました防災倉庫、吹浦地区とそれから稲川地区でございますけれども、その備蓄関係、備品の関係については本年度、平成27年度予算で備蓄の納入を完成させると、こういうことで今進んでおりまして、年度末までには何とか今でき上がりました倉庫には物品が入る予定でございます。そしてどのような備蓄品が必要であるかということについて、地域のまち協さんとの話し合いもさせていただいて確認をさせていただきながら、その内容について決めてきて発注をしたと、こういうことになりますけれども、具体的に申し上げますと、ほぼ吹浦地区においても稲川地区についても二十数品目の備蓄品を整備するという予定で、あと納入を待つばかりと、こういう形になっているわけですがけれども、具体的には毛布、それから工具セット、救急セット、非常食、それから保存食、簡易トイレ、そしてガスバーナーセット、発電機あるいはテントというふうなことで備蓄をするというようなことでございます。これについては来年度、28年度の予算においても2カ所の部分については備蓄をそろえていききたいと、こういうことで今計画をしているところでございます。これは町のほうで行う備蓄の関係でございますけれども、もちろん自助、共助、公助ということの中では各自主防災会の中でもいろいろ検討されている部分があるようでございます。そこについては自主防災会の活動助成事業というようなことがありまして、備蓄も含めてですが、町のほうで助成をするという形でつくっております。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 了解いたしました。この項はこれで終わりたいと思います。

その前のページになります、65ページに、消防費になります。消防費遊佐分署、京田、和田の中間にございまして、和田管内になるわけですがけれども、近くに住んでおりますので、お聞きしたいと思います。いろいろお話は伺っておりますけれども、遊佐分署の造成についてはどのような経過になっているのかお

聞きしたいというふうに思います。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

遊佐分署の改築につきましては、現在の分署から場所を移しまして別の候補地というようなことでこれまで進めてきたところでありまして、なかなか候補地の部分での周辺の方々の調整がなかなかつきませんで、そしてまた隣地の地権者との協議も調わなかったという部分もございまして、残念ながら昨年12月段階におきまして、これまで進めてきました候補地につきましては一定まず諦めて、現在の場所に少し隣地を増設をしながら建てかえをというようなことで現在まで進んできているところがございます。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 私も去年、25年度と26年度に広域の行政組合といういわゆる消防遠征のほうに議員として参ったので、いわゆる庄内町の余目分署の新築の竣工式にも参加してまいりました。なかなかいい位置に広い土地があったということで、すばらしい分署が建設されました。あれを見た上でいくと、やはり今消防署というのは防災ヘリ、ドクターヘリのいわゆる中継点という意味合いも持ちながら、ヘリの発着所がないとやっぱり消防署の分署というのはちょっと物足りないということになります。現在の土地を少し買い足してといっても、消防ヘリの発着地というのは確保できないというふうに私は感じておりますけれども、とりあえずというよりも当面今の消防車は何年になりますか。新しい消防車だとやはり邪魔して中に格納できないというようなお話は聞きましたけれども、今のところそれほど支障のあるような消防車には見えないのですけれども、その辺の状況はいかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） お答えします。

消防車の更新につきましては、酒田地区広域行政組合のほうでその経過年数を踏まえながら、このエリアの消防車、ポンプ車の更新を進めてきたところでありまして、たしかうちのほうは18年ぐらい経過した消防車だったと、ちょっとここ明確にあれですけれども、かなりの広域の中で管理をしておる消防車の中では古い経過年数になっているという状況でございます。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） そうでしたね、ちょっと消防署員の方から聞いてもかなりの旧式だというのは本当にあったようで、特にはしご関係は今のアルミなのか合金のなのか知らないですけれども、扱いやすいのと違って、遊佐の今の分署にあるやつは使いづらいというような話も聞いたこともあったと思います。それはそれとして、今今またあそこに建て直すというよりも、もう少し時間をかけて絶好地を探すということも考えられるのかなというふうに思います。いろいろこれから道路の発展を考えても、現地は町の真ん中という感じはありますので、いいのですけれども、高速交通的なものを考えればやはり345号線沿いの適地に移転すべきかなというふうに誰しもが思うところです。早々に今結論を出さなくても何とかもう少しやっていけるのかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

委員長（土門勝子君） 菅原総務課長。

総務課長（菅原 聡君） 消防分署の建てかえにつきましては、これまた酒田地区広域行政組合の中の消

防分署建てかえ計画というようなことに基づいて遊佐町の計画年次が定められてきたわけでありまして。これについては、本来順調に事業が推移をすれば28年度には建築というような計画年次であったわけでありましてけれども、先ほど申し上げました事情によりおくれてしまっているということでありまして。確かに今お話いただいた点もございまして、なかなか今の分署がかなり前に建てられまして、居住環境が随分劣悪な部分で我慢をしていただきながら対応していただいているという状況で、築40年ほど経過をしているという状況がございまして。それから、いろいろな設備機能のものが旧態化をしているということの中で、やはり早ければ早いほど分署の建てかえのほうはしていきたいということ、それから先ほど申し上げましたとおり、酒田広域の中での計画年次に沿って対応していきたいということがやっぱり最初念頭にございまして、このような対応をさせていただいているところでございまして。

そしてまた確かに345号線の道路の部分のご指摘もありますけれども、これまで防災救急関係の出動件数を見ますと、平成26年、暦年ではありますが、管内出動件数が584件という形になっておりまして、第1分団区、遊佐地区については198件の出動回数があるということで、33%ほどが旧市街地の出動に赴いていると、こういうことでもありますので、そののらみをどうしてもそこは一定程度はきかせなければならぬという事情は一方ではあるわけですが、そこを踏まえながらも候補地をこれまで選定してきたということがありますけれども、余り遠くに設置ということにはちょっとあんばい悪いのかなというふうにして思っております。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 今の遊佐分署ではいわゆる消防の備品なり装備のメンテナンスに本署まで持ち込まなければいけないというような煩わしさもあって、新築を切望する声はよくわかりますし、いろいろな事情はわかっているつもりですけれども、これ以上反対というよりも対案を持ち合わせておりませんので、この辺で質問を終わりますけれども、ぜひもう一度適地の選定にはご一考いただければというふうに思います。まだ1年近くは何とか時間の余裕があるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。総務課のほう、これで終わりたいと思っております。

企画のほうで31ページになります。31ページの企画費の中で19節のいろんな事業がございまして、鳥海山飛島ジオパーク推進協議会負担金ということで641万8,000円の計上がございまして。ジオパーク、とりあえず国への申請を目指すわけですが、今もうその佳境に入っているかと思っております。遊佐町としての取り組みについてお願ひしたいと思っております。というのは、いわゆるジオパークって何やというまだ町民の方がおります。にかほ市とのいわゆる議員の観光部会の中でもこれから佳境に入って、それこそ調査員が遊佐町なりにかほ市に入って住民の盛り上がりまで視察に来るというようなこともございまして、町としてもこのジオパークに関しましてはいろいろ手だてとか仕掛けをしていかなければならないかと私も思っておりますし、そういうことからいけば遊佐町のジオパークを目指す当面の課題についてお伺ひしたいと思っております。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

いよいよ申請の時期が近づいて、期限が近づいてまいりました。4月の14日の4時までという期限が申請要領の中で示されまして、鋭意それに向けての申請書の作り込みを今協議会を中心に頑張っていると

ころでございます。第1素案はでき上がって、来る3月24日の総会で最終案を示すという状況でございます。これは足並みをそろえてという形になると思いますが、各構成市町の議会の皆様にもその後お示しをすることとなるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ご指摘のとおり、その申請後の審査、特に現地の審査におきましては、審査員がそれぞれの市町に赴いて直接に関係の団体であったり、町民の皆様にも覆面的な形で聞き取りを行うということもございまして、どれほどの認知度であるかというのが審査の重要なポイントになるとされております。でありますので、いわゆる町民の意識醸成、啓発事業にしっかりと取り組んできたところでございます。それらを中心に町の取り組みについての説明をさせていただきますが、まず1つ情報発信、今言いました町民啓発という点では高い評価を受けました。集落看板、隣組への回覧板の更新をしました。その際、字を1色の内容に固めて作成をしたというもので、これは専門家、学者の皆さんからもなかなか日本で例のない取り組みだということの評価を受けたところでありました。まずこれが昨年協議会発足してからの最初の取り組みだったかなというふうに思っております。

あと各種イベントでPRしていこうというようなことで、最大のイベントであります奥の細道、鳥海ツアーデーでプログラムにあるいはマップにジオサイトの紹介、広告を出したりして全国に情報発信をしたということがございますし、毎月の広報にはリレーコラムというようなことで、アドバイザーの皆さんから執筆いただく形で特集を組んでおると。あと役場の各種封筒にジオの印刷をしたり、名刺の台紙の印刷であったり、ミニのぼりを製作して各公共施設に配付したり、先般はポスターを作成をして、各集落の掲示板に張っていただくようお願いをしたと、配付をしたということがございます。これらが情報発信、町民啓発に係る部分かなと思っております。

あといろんな形でいろんな団体、組織に対しまして出前講座を行っております。これは地域おこし協力隊の業務としても昨年採用しました島貫隊員から全面的に、町のプロジェクト委員とあるいは企画と協力し合っということですが、彼が中心となって出前講座に当たってもらっておりますが、少し足踏み状態が続いた中で、ことしの1月、区長会全体会、臨時に開かせていただいて、研修会を行ったと。秋田大学のアドバイザーを務めております秋田大学の林先生からご講演をいただく形で区長会の皆様からお話を聞いていただいた後から、それぞれの区長の皆さんから反応がございまして、集落にとか我が団体にとかという反応がございまして、出前講座の要請を受けて今鋭意頑張っているところでございます。

あともう一つ大きなところが、これは協議会事業と連携をして取り組んでいるのですが、協議会事業の第1号ともなりましたジオサイトの解説看板の設置整備について、釜磯海岸、海底湧水に解説看板とあわせて案内看板を整備、今3月までに整備すべく、これも今急いで取り組んでいるという状況でございます。あと学校に対しまして、これも学校の学習活動の一環として模擬授業等を行っていただけてきたところ、大きなところではこんな取り組みに当たってきたところです。

以上です。

委員長(土門勝子君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 遊佐の町民にはジオサイト、「俺の裏さ行ってみっちゃ、井戸湧いだっさげ」というぐらいに認識が高まればいいかなというふうに思っております。ただ、看板はこの前補正予算でいろいろ話そうと思ったら途中でとめられたので、今ここでまた改めて提案したいのですけれども、看板はや

はり道路から見るところにねというような委員もございました。ぜひ釜磯看板は道路から見るところに設置していただきたいというふうに思いますし、いわゆる案内看板等々もジオサイト、ジオパーク一色の取り組みがいいかなと思います。まずどこへ行っても大体ジオ、ジオ、ジオとあるというような町に今のところ目指せば、ちょっともう少しは盛り上がってくるのかなというふうに思いますので、その辺の取り組みについてもお願いしたいのです。

もう一つは、なかなかいわゆる里山になるものですから、ジオサイトの案内できる人というのがちょっとまだ少ないのかなというふうに思っております。その辺のいわゆる養成等々、それからできれば企画課にも観光係がございますので、企画課の職員はみんなジオの案内ができるよと、そのようなぐらいの意気込みが欲しいわけですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長（土門勝子君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

何点かございましたが、最後の下りからお話をさせていただきますと、ジオガイドの養成というのも非常に取り組みの中ではあるいは審査という点においても重要なポイントになります。今年度今現在は広域のほう为主体となって養成講座11回ほどでしたが、開催をしました。これは初級講座です。遊佐町からもたしか7名の方から参加をいただいております。今度その7名の方が28年度上級講座に挑戦していただくという形で、この上級講座につきましては町が、各市町がそれぞれ主催をするとは言いながら、連携をとりながらという、協議会との連携は欠かせないところがございますが、町が主体となって取り組むという段階に入っていきます。初級講座は初級講座でまた新たな意思のある方、底辺拡大と、裾野の拡大という意味からも初級講座を継続して開催をしていき、上級講座と併用する形で進めていくということ。新たな人材を発掘していきたいということと、遠い将来にはガイドがいわゆるボランティア的な形にとどまらず、なりわいとして成り立つような方向になれば、形になればいいのかなというふうな話にもなっておりますのでございます。

里山ガイド、遊佐町の場合はジオサイト自体が鳥海山の山頂からというようなことで、ほぼ里山中心ということもありますので、里山のガイドにつきましてはそれほどの人数的な人材はないわけですが、今ある観光協会あるいは山岳会あるいは鳥海山のガイド協会、これら3者と連携しながら、ガイドの養成というものをしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っております。

看板につきましては、案内看板があつて、そして施設内に解説看板があるという動線を持って整備しておりますので、ぜひ楽しみにしていただければなというふうに思います。そのつくり込みにおいては、しっかりと専門家の目線、学者の目線もかけながら、それから先ほど申し上げました講座に参加した皆さんの意見も伺いながら文言の整理をして、一般のお客さん目線、町民目線というその視点もしっかり持ちながら内容を整備したというものでございますので、内容的にもすぐれたものができ上がるというふうに考えております。

以上になります。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） ぜひ看板については目立つというか、恐らく今のデザインもかなり目立つデザインでありますので、有効に使いながらやっていただきたいと思います。

最後に、いわゆるジオパークの取り組みの中で、ちょっと残念なことがございまして、遊佐町に宝物がいっぱいあります。先ほどから所管でありますから、直接言えないわけですが、菅里収蔵庫から今西遊佐のほうに移動させております小山崎の史跡の資料であるとか、いろんな遊佐町の文化の資料がございまして、それが旧象瀧町に行けば資料館がございまして、ちょっと小ぢんまりでしたけれども、何ともすばらしい、それこそ奥の細道を歩いた松尾芭蕉の実筆の短冊までであるという、そんな資料館があります。今今この遊佐町というふうなことではございませぬけれども、保存から何か考えれば、それなりのことも考えていかなければならないというふうに思いますし、ジオパークの中のいわゆる一つの目玉商品となり得る素材であるというふうに思いますので、その辺のこともご検討いただきたいというふうに思います。以上、ご提案を申し上げまして、企画のほうは終わらせていただきます。

それでは、健康福祉課のほうでお願いいたします。もう時間もないようですので、40ページの中で19節の負担金補助及び交付金の中に一番最後の項目となります。地域密着型介護施設等整備補助金並びに施設等の準備補助金の内容についてお伺いをいたします。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えいたします。

この件につきましては、JAの庄内みどり農協さんが行います旧西遊佐支店の跡地を利用して介護施設を建設するというものでございます。開設予定の施設については小規模多機能型居宅介護施設でありまして、町内にありますのは多機能さくら遊佐ということで八日町と上長橋、中間あたりにございますけれども、それと同等の施設とは思っておりますが、この建設のための補助金として県のほうからここに書いてございます地域密着型介護施設等整備交付金、これが一事業所開設することで3,090万円の補助金が交付されます。トンネル補助という形になりますけれども、それと施設に対してはその金額で、さらに開設に係る費用についても補助金がございまして、それは介護施設等開設準備交付金という形で交付をされます。この場合の単価については小規模多機能型居宅介護事業所については、宿泊できる予定の人数もございまして、宿泊の予定が9人ということでありまして、1人当たり61万8,000円の開設準備のための交付金が出ます。その9人分ということで556万2,000円ということをお計上させていただいております。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） ちょっと前、五、六年前だといわゆる介護施設への待機者が200人とも300人とも言われていたけれども、現在の状況はどうですか。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） 実は最新の数字取りまとめしておりませんで、今手元にあるの昨年5月の数字でありますけれども、4月から介護施設に係る入所の基準が要介護3以上ということで変わったものですから、要介護3以上の方で見ますと60名ほどということになってございまして。それから、これまで期間が経過しておりますので、若干ふえたとしても70名程度かなという予想を立てております。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） そういうことであれば、30床以下の小規模ということで大分解消に近づくというふうに思います。

ところで今新聞とかコミュニティー新聞等々でいろいろ話題となっております八幡病院の入院患者をや

めて診療所にするのだということがございました。どうしても日本海病院というのは入院期間が短いわけで、どこかまた探さなければいけないというような状況にございます。とても八幡病院がその一つの入所先として助かっていたわけですが、その辺の地域医療について医師会とのいろんな会議があるかと思えますけれども、酒田飽海地域圏の医療のあり方についていろいろ話されていると思うので、その辺の内容について八幡病院も含めてよろしくをお願いします。

委員長（土門勝子君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに八幡病院の入院病床をなくすという酒田市の方針でございまして、これについては先般新聞にも出ておりましたとおり、メディカルタウンという形で八幡地区を地域包括ケアというこれから介護のほうで目指す一つの形態ではございますけれども、それを目指して酒田市のモデル地区みたいな形で実施をしたいという予定のようでありますけれども、実際八幡病院の入院病床を、私の予想ですと、サービスつき高齢者住宅というものに変換をするのかわかりませんが、そういう形で利用しながら、新聞に出ていたものは100人程度の高齢者の移住者を迎えて、その経済効果、交付税も含めて2億円程度予想しているというものでありますけれども、実際救急医療体制につきましては、町内における1次医療と2次医療、それから救命緊急センターがございまして日本海総合病院が3次医療という形になっておまして、八幡病院のほうは2次のほうに入っているという状況にあるのですけれども、今のところ八幡病院がもし通院だけという形になりますと、その救急医療体制につきましても見直しが行われるかと思えます。ですので、2次医療体制については本間病院と庄内余目病院、そこに搬送されるのではないかと気がしております。

確かに町内の八幡病院を利用されている方々にとっては、入院がなくなるということについては本当に大変というか、非常に危惧される場所ではございます。確かに先般健康福祉課と町内の医師の皆さんとの懇談会もございまして、その中で話を聞いたところによりますと、どうしてもすぐに日本海に紹介状を書くよりも八幡病院さんのほうで見ていただいて、少しでも入院されるという方もたくさんいらっしゃるというお医者さんの話もありました。お医者さんのほうもそれがなくなるとちょっとこれから困るなという話もしておりましたけれども、実際こちらのほうでどうこう言われないところもございまして、酒田市の施設のほうでございまして、現に休日診療という形で酒田市のほうで開いているところもございまして、実際の夜間の利用者も本当に少なく、4月からは夜間も廃止していくという形に変わってきております。ですから、利用者との兼ね合いもございまして、酒田市のほうでそういう方向も立てておりますし、町のほうでも地域の医療圏という形では町内だけでなく、車で酒田市のほうに通院される方もほとんどの方に行っているかと思えますので、そういう意味では酒田市まで広く含めた形での地域医療体制を考えていきたいと思っておりますので、あわせて遊佐町だけの問題ではなく、近隣の市町と協議をしながら、その辺は検討していきたいと思っております。

委員長（土門勝子君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） たしか本間病院さんは救急は受け入れやめたはずだと私は記憶していたのですが、それはそれとして今までは遊佐町で救急車に乗れば、とりあえず八幡病院にというようなこともございました。休日診療所、船場町にありますけれども、開設していないときも私一度経験しております。

ので、きょうやっていないので八幡病院に行ったということもありましたので、とても八幡病院の動向にはちょっと気をつけて注目していたのですけれども、その辺に関しましてはちょっと今討論するほど時間もないようですので、改めて課長のほうといろいろなお話ししたいと思います。

私の質問は今回これで終わります。

委員長（土門勝子君）　これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

3月14日午前10時まで延会いたします。

（午後4時07分）